

特202
656

川島指定研究第三十四輯

職業指導の研究

横浜市鶴見高等小學校



0048155000

0048155-000

特202-656

職業指導の研究

横浜市鶴見高等小學校・編

横浜市鶴見高等小學校

昭和15

AHH

特 202
656



指導の研究



目次

第一章 職業指導の意義……………1

一、職業の意義……………1

二、職業指導の意義……………1

三、職業指導の國家的意義……………2

四、職業指導の教育的意義……………2

五、高等小學校の教育と職業指導……………2

第二章 職業指導の發達……………3

一、諸外國に於ける職業指導……………3

二、本邦に於ける職業指導……………4

第三章 職業指導の限界……………7

一、學校教育と職業指導……………7

二、職業紹介と職業指導……………8

第四章 職業指導の内容……………9

一、職業精神の陶冶……………9

二、職業的知能の啓培……………10

三、女子職業觀の啓發……………11

四、選職の指導……………12

五、就職の指導……………13

六、卒業後の輔導……………13

第五章 職業指導の基礎……………14

一、環境……………14

1. 鷓見區に於ける生業の狀況……………14

イ、鷓見區内の職業 ロ、全市より見たる鷓見區 ハ、工場の分布 ニ、生産額 ホ、括り……………14

2. 父兄の職業……………16

3 卒業生の方向……………17

二、兒童……………18

1. 身體の狀況……………18

イ、體格 ロ、體力 ハ、疾患……………18

2. 希望職業……………20

3. 知能の狀況……………20

4. 學業成績……………22

5. 個性調査……………22

三、職業指導の基礎……………23

1. 體練に關するもの……………23

一、身體検査の活用 二、清潔法 三、體力手帳……………23

四、團體運動……………27

2. 訓練に關するもの……………27

一、兒童證 二、兒童心得 三、禮法の訓練 四、公德講座 五、言葉の教育 六、當番制度 七、運動會の訓練化 八、學藝會の訓練化……………27

3. 教授に關するもの……………34

各教科の職業指導的取扱の方針……………34

第六章 職業指導の實際……………38

一、職業精神陶冶の實際……………38

1. 職業道德講座……………38

2. 勤勞作業訓練……………39

一、勤勞作業訓練の意義目的 二、勤勞作業訓練の要法……………39

三、勤勞作業訓練の一般方針 四、勤勞作業實踐の根本法則 五、勤勞作業訓練の實際……………39

個人的作業 集團的作業—教室整理訓練—掃除訓練—學校園經營訓練—小破修繕作業訓練—製作作業訓練—廢物利用更生訓練—運搬整理作業訓練—蒐集作業訓練—精密作業訓練—細字筆寫訓練 學校少年團としての勤務作業訓練

二、職業的知能啓培の實際

1. 職業指導科の特設……………46

2. 實業科……………46

3. 特別指導部の設置 指導方針……………47

4. 女子職業に關する教授要項……………50

一、女性の本質 二、女子と職業 三、女子職業指導の態度 四、郷土に於ける女子職業 五、郷土に於ける内職 六、女子に適應せる職業

5. 職業實習……………54

一、職業實習の目的 二、職業實習實施の方法 三、諸書式

6. 工場見學……………59

7. 兒童の職業研究……………61

8. 實習店の經營……………61

一、實習店經營の目的 二、實習店經營の方法 三、實習店舖及什器商品 四、實習店經營の實際。

9. 職業指導室の施設……………63

10. 職業指導的揭示教育……………63

11. 職業講話……………64

三、選職指導の實際……………64

1. 兒童調査……………64

2. 希望職業の調査……………65

3. 進學指導……………67

4. 職業相談……………69

學校相談—家庭訪問—紹介所員の學校出張

四、就職指導の實際……………70

1. 就職希望調査……………70

2. 紹介所との連絡……………71

3. 募集要項の揭示と指導……………72

4. 就職志願票……………72

5. 工場會社の業態調査……………72

五、卒業後の輔導の實際……………73

1. 就職通知と卒業生名簿……………74

2. 級 會……………75

3. 同窓會—會誌……………77

4. 校內職業相談……………77

5. 學校卒業生間の連絡施設……………77

6. 職場巡視による輔導……………78

7. 雇傭者との連絡……………78

8. 紹介所との連絡……………78

第七章 機 關……………79

一、職業指導研究部……………79

二、職業指導係……………79

三、見學係……………79

四、職業指導行事表……………79

附職業指導關係訓令及通牒……………83

職業指導の研究

第一章 職業指導の意義

一、職業の意義

職業とは人がその性能に應じて共同社會の或る部門を分擔し、之に參與貢獻すると共に、通常之に依つて受くる報酬を以て其の生活を維持充實する繼續的勤勞である。

これは先年文部省職業指導調査協議會に於て答申した職業の定義であるが、經濟統制の強化せられたる今日に於ては、力點に多少の變化はあるべきも、大體妥當なものと思ふことが出来る。即ち之によつて之を見れば、職業は先づ

第一に共同性、社會性を有するのである。今日の時局に照するとき此の性質は益々重要性を増し、國家性殊に國防國家性に發展する。即ち職業は國家生存の一部面を分擔すべきものである。第二に貢獻性奉仕性を有することである。即ち分擔に止まらず、之によつて國家社會の強化向上發展に資するのであつて多分なる奉公性を持つのである。我國には往昔奉公人なる言葉があつたが今日に於ては全職業人は皆奉公人であらねばならぬのである。第三は繼續性であり勤勞性である。一時的趣味や思ひ付ではなく、確固たる信念を以て忠實に之にあたり、克く苦痛に堪へ永續性がなければならぬ。第四は有償性である。勤勞に對して所得を得これによつて個人の生活をなし、又家族の扶養の資を得るものである。

以上の諸點は職業の有する主なる性格であつて之を明かにすることによつて職業指導の意義も自ら分明となるのである。

二、職業指導の意義

職業指導は即ち前述したる如き職業へ青少年を指導すること、人的資源の活用を能ふ限り能率化し、國家の増強と個人の幸福とを招來せんとするものである。而して之に對する諸家の意見は、或は目的を強調し、或は方法を力説しその觀點によつて異り、必ずしも歸一して居ないのであるが、文部省職業指導調査協議會に於ては指導分野を明にして、

「職業指導とは青少年に對する選職及就職上の指導並に就職後の輔導を主眼とし、在學中の職業的陶冶並に職業的見地より

する進學上の指導に互るものとす」

としてゐる。青少年はその心身發達の過程にありて最も陶冶性に富み職業生活への準備期であるので、最も職業指導の好期である。故に青少年を指導するの任にあるものは、その個人たると學校たると其他官廳たるとを問はず、誠實以つて職業指導にあたるべきであるが、特に高等小學校の如きは其の児童の境遇と性質上とより見て、最も慎重なる態度を以て職業指導に任すべきである。

三、職業指導の國家的意義

國家總動員法の全面的發動下にある現下の時局に於て職業指導は更に重要な役割をなすものである。國家の總力を擧げて新東亞の建設に邁進するにあたり、國家は先づ軍需産業の充實を期せねばならぬ。又外貨の獲得上必要な輸出品生産の擴充を計らねばならぬ。此の時にあたつては各人の職業の選擇は、個人本位であつてはならぬ。正に國家中心に考へられねばならぬのである。然りと雖も從來の因習久しきに狎れて國民全般の意識必ずしも未だこれを諒得するに至らない。茲に於て職業指導の使命は愈々重く國家的意義を有するのである。

四、職業指導の教育的意義

從來本邦の普通教育に於ては専ら普遍性を強調して、事職業的に及ぶを教育の墮落の如くに考へた傾向が多分にある。これは一面本邦教育の特性であり美點でもあるが、一面重大なる缺點でもある。教育が社會的事象として嚴存する以上は、その社會の實情に即したる即ち社會性を有するものでないことは、あまりにも古典的であつて現實性を缺くものと言はざるを得ないのである。教育振興の急務に驅られたる明治時代は知らず、今日漸く教育の普及するに及びては、何となく物足りなさを感じて來たのは理の當然といはねばならぬ。即ち知る大正の末頃より漸く初等教育に於ても社會性を注入して、實社會に即せしむる様すべしとの聲が高くなつた。文部省が兒童個性の尊重及職業指導に關する件の訓令を發したのは、職業指導が教育改善に資することを重視せられたが爲と見られる。

五、高等小學校の教育と職業指導

高等小學校は尋常小學校の教育に引き續き稍々進みたる普通教育を施し、國民道德を涵養すると共に生活に必須なる知識と技能とを授け卒業後各種の事業に従事するに一層適切なる性格を育成せんとするものである。先づこれを兒童の身體的方面より見るに此の期の兒童は發育の全盛期に屬し、身體的變化が最も著しい。特に目立つのは身長と體重であつて女子の如きは殆んど完成の域にまで達する。この身體的變化は當然の結果として精神の發達に影響して來るのであつて、此の期の兒童の精神上的變化は又著明なるものがある。これを善導すべく最も重要時期であると共に、その効果も亦大なるものがあり實に陶冶性の大なる教育的好期である。かゝる客體を其の對象とする高等小學校の教育は極めて重大なる任務を有するのであつて、其の教育の内容に於ては普通教育の最後の仕上げとして充分に社會人としての素養を與へねばならぬし、又國民的基礎訓練を完成してやらねばならぬのである。更にこれを郷土の産業方面より考察するに中等學校以上に進むもの、特に男子に於ては其の後の進路開闢なれば、彼等の活動範圍は廣大となり、獨り郷土的にのみ貢獻を望むことは困難である。然るに高等小學校に學ぶ者は即ち出づるや直に其の地方に於ける産業の實際にあたるのであるから、郷土産業振興の實際的戰士として活躍するので郷土發展の原動力となるもので誠に重要視せらるべきである。高等小學校の教育は所謂普通教育であれば一般陶冶を主眼とすべきは論を俟たざる所なるも、彼等の進路を想ふ時にはたゞにこれのみに止まらず、即ち實業的陶冶並に職業指導的陶冶を必要とすること亦自明の理である。特に前述の如くに精神的又身體的に重大なる時期にあるこの期の兒童は職業指導的陶冶の最も好機なるに於て特に然りとするのである。

第二章 職業指導の發達

一、諸外國に於ける職業指導

職業指導の必要は遠くギリシャの古哲によつて主張せられ、又我國の神話等にもその精神が現はれるのであるが、今日行はれてゐる意味に於ての職業指導の主張は二十世紀に入つてのことである。即ち一九〇一年アメリカのポストーンに於てエフ、パーソンがその市民館に於て職業指導の實際に着手したのを以て嚆矢とする。而して彼が意圖した所は

1. 學校を卒業して就職する青少年の就職に際してする無駄を排除すること

2. 選職を正確ならしむるため本人、親、教師に助力すること
3. 本人の性能と機会とを活用して、天稟を社會に有効に貢獻せしむること
4. 職業に關する知見を得ること
5. 指導者の養成

であつて實用主義的意味に富んだものである。彼は一九〇八年第一回報告書に於て始めて今日使用せられてゐる職業指導なる文字を使用したのであつた。

イギリスに於ては一九〇四年ゴードン女史がグラスゴーに於て職業指導の講演を試みたのに端を發してゐる。一九〇八年には自ら職業指導教科書を刊行して大に努力する所があつた。

ドイツに於ては一九〇八年ヴォルフがハルレ市に於て少年職業紹介と同時に職業指導を行つたに始まり、政府はこれを重視し行政機構にも之を加へるに到つたのである。

かく歐米諸國に於ける情勢を見るに今世紀の初頭に於て相次で此の問題が擡頭したのである。

二、本邦に於ける職業指導
本邦に於ける職業指導は其の萌芽を大正の初期に見るのであるが、その影響はアメリカ合衆國に負ふ所が多い。その初めに於ける提唱は専ら心理學者によつてなされ、適材選抜が適性検査によつて試みられ、適材が適所を得ることが就職後に於て精神的身體的障壁を防ぐべきを強調せられたのである。

大正十一年には文部省主催の職業指導講習會が開かれ、續いて職業紹介法の發布となり大正十四年には少年職業紹介に關する通牒を發せられるに至つた。此の通牒は實に職業指導上歴史的意義を有するものである。

社第二ノ部第二七五號
大正十四年七月八日

社會局 第二部長

文部省普通學務局長
各地方長官
中央職業紹介事務局長宛

少年職業紹介ニ關スル件

少年ノ職業紹介ニ關シテハ特ニ性質及能力ノ最モ適應スベキ職業ニ就カシムルコトハ職業指導上極メテ緊要ノ事ニ有之且ツ將來失業ノ機會ヲ少カラシムル上ニ於テモ其ノ効果尠カラゴルモノト認メラレ候ニ就テハ小學校卒業後直ニ求職セントスル者ニ對シテハ各自ノ性質及能力ニ付最モ精通スル小學校ト職業ノ狀況ニ通スル職業紹介所ト相互聯絡ヲ保チ提携協力シ以テ適當ナル職業ヲ選擇指導セシムル様致度大體左記ノ如キ施設ヲ講スル等相當御配慮相成度

- 一、少年ノ職業選擇指導ノ爲小學校教員、職業紹介所職員、醫師其他ト密接ナル聯絡ヲ圖リ必要ナル場合ニハ是等ノ者ヨリ組織スル委員會ヲ設置スルコト
- 二、小學校ハ小學校卒業後職業ニ從事セントスル者ニ付必要アルトキハ卒業前本人ノ學業、體格、性質其他參考トナルベキ事項ヲ職業紹介所ニ通報スルコト
- 三、職業紹介所ハ各職業別ニ依ル勞務需給ノ狀況及求人人口ヲ小學校ニ通報スルコト
- 四、求職少年ノ父兄會等ヲ開催シ本人ノ性質能力ニ適スル職業ノ選擇ニ付指導誘掖スルコト
- 五、職業選擇ニ付指導シタル結果其職業ニ就職シタルモノニ關シ職業紹介所ハ時々其ノ就職後ノ狀況ヲ調査シ之ヲ關係小學校ニ通報スルコト

次で昭和二年職業指導協會の創立となり、同年十一月二十五日文部省訓令を以て兒童生徒の個性尊重及び職業指導に關する件の發令を見るに至つた。

文部省訓令第二十號

北海道廳府縣

児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ關スル件

學校ニ於テ児童生徒ノ心身ノ傾向等ニ精ヘテ適切ナル教育ヲ行ヒ更ニ學校卒業後ノ進路ニ關シ青少年ヲシテ其ノ性能ノ適スル所ニ向ハシムルハ時勢ノ進歩ト社會ノ推移トニ照シ洵ニ喫緊ノ要務ニ屬ス隨テ學校ニ在リテハ平素ヨリ児童生徒ノ個性ノ調査ヲ行ヒ其ノ環境ヲ顧慮シテ實際ニ適切ナル教育ヲ施シ各人ノ長所ヲ發揮セシメ職業ノ選擇等ニ關シ懇切周到ニ指導スルコトヲ要ス是ノ如クシテ國民精神ヲ啓培スルト共ニ職業ニ關スル理解ヲ得シメ勤勞ヲ重ズル習性ヲ養ヒ始メテ教育ノ本旨ヲ達成スルニ至ルモノナルヲ以テ自今各學校ニ於テハ左ニ掲グル事項ニ就キ特ニ深ク意ヲ用フベシ

一、児童生徒ノ性行、智能、趣味、特長、學習情況、身體ノ情況、家庭其ノ他ノ環境等ヲ精密ニ調査シ教養指導上ノ重要ナル資料トナスコト

一、個性ニ基キテ其ノ長所ヲ進メ卒業後ニ於ケル職業ノ選擇、又ハ上級學校ノ選擇等ニ關シテハ適切ナル指導ヲナスコト

一、學校ハ前掲ノ教養指導等ニ關シ父兄及保護者トノ連絡提携ヲ密接ニスルコト

地方長官ハ克ク以上ノ旨趣ヲ體シ其ノ目的ノ達成ニ力メンコトヲ望ム

昭和二十二年十一月二十五日

文部大臣 水野鍊太郎

かくて職業指導ノ重要性が漸次認識せられ昭和六年に至つて職業指導調査協議會が組織され、爾來職業指導に關する重要な幾多の研究協議がなされ、斯道に對する指導と方法とが提供されこれが發達に資する所大なるものがある。昭和十二年七月支那事變の勃發に及び總力をあげてこの未曾有の大建設事業を達成すべき重要な機を迎へた。即ち各種生産力の擴充はその最も急務とする所となつた。この國家の大目的を達成する爲には人的資源の涵養と、その適正なる配置とは喫緊の要務となつたのである。茲に於て昭和十三年三月職業紹介法の改正となり、其の紹介と併せて職業指導及輔導を行ふことが法文化せられたのである。同年十月厚生、文部兩大臣は訓令を以て小學校卒業者の職業指導に關する件を發し、學校と職業紹介機關との有機的聯絡と職業指導について協力すべき分野が示されて、兒童の將來の職業をして國家の要望に適合せしむべきことが強調せられ、統一的全體的なる職業指導の方針が瞭にせられたのである。

厚生省訓令第一號

北海道廳府縣

小學校卒業者ノ職業指導ニ關スル件

小學校卒業者ノ職業指導ニ關シテハ教育機關及職業紹介機關ハ有機的聯絡ヲ保持シ學校ニ於テハ平素ヨリ職業精神ノ涵養ニ努メ個性及環境ヲ調査シテ兒童ノ選職ニ關シ指導ヲ行ヒ職業紹介所ニ於テハ卒業期ニ於ケル兒童ニ對シ學校ノ協力ヲ求メテ其ノ適職ノ相談、就職ノ斡旋及就職後ノ輔導等ヲ行フコト極メテ肝要ナリ

茲ニ昭和二十二年十一月文部省訓令第二十號ヲ以テ職業指導ニ關シ訓令ヲ發シ、學校ニ於テ實施スベキ所ヲ示シタルモ更ニ今次職業紹介法ノ改正ニ伴ヒ、教育機關ト職業紹介機關トハ相俟テ一層職業指導ノ強化徹底ヲ圖リ學校卒業後ニ於ケル兒童ノ職業ヲシテ國家ノ要望ニ適合セシムルコトヲ期セザルベカラズ

今ヤ未曾有ノ非常時局ニ際リ國民ハ全能力ヲ發揮シ時艱克服ニ邁進スルノ要アリ、須ク絃上ノ趣旨ヲ體シ其ノ實效ヲ收ムルニ格段ノ力ヲ致スベシ

昭和十三年十月二十六日

厚生大臣 侯爵 木戸幸一
文部大臣 男爵 荒木貞夫

今次事變の輝かしき戦果は躍進日本の姿を顯現し、我國の進路に大變革を來すべく、時局征服の爲には將に新體制は樹立せられんとしてゐる。國家の進路の變化は當然に職業の變化を伴ひ、職業の變化は國民の進路に影響するところ瞭然である。従來の職業指導は主として個人に立脚し、個人を適職に配置し個人の發展を目標とし多分に個人主義的傾向を有してゐたのであるが、今後は國家社會の生存と繁榮強化とを主眼とし、適所に適材を配して國家の生活力を強大せしむべき、國家としての民族としての職業指導でなければならぬようになつたことは留意すべきである。

第三章 職業指導の限界

一、學校教育と職業指導

教育特に學校教育は一般陶冶を目標とするものであり、例令職業教育を施す實業學校に於ても尙且職業的一般陶冶を目標とするのである。殊に高等小學校は前にも述べたる如く尋常小學校の教育に引き續き稍々進みたる普通教育を施し國民道徳を涵養すると共に生活に必須なる知識と技能とを授け、卒業後各種の事業に従事するに一層適切なる性格を育成するのである。明年より實施せられんとする國民學校案に於ても最高原則を皇國の道におき普通教育を施し國民の基礎的鍊成をなすを本旨としてゐる。取扱上に於ては國民の生活に即して具體的實際的ならしめ、尙ほ將來の職業生活に對して適切なる指導を行ふ様要求せられてゐる。即ち小學校、國民學校共にその高等科に於ては一般普通教育に實社會に即したる實科的教育を加味するも、主眼は一般陶冶を目標とするのである。職業指導はその學校教育中の一面の顯現である。彼の教育即職業指導とするが如きは教育を狭小に考へるか又は職業指導を過大に考へるか、何れかの誤謬を犯してゐるものと言ふべきである。たゞ從來の學校教育が稍々高尚に過ぎ普遍に墜し實社會に即せざるの嫌なきに非ず、これを是正して學校を健全なる國家社會人の育成場たらしめんためには、具體的教育として職業が考へられ、茲に職業指導が學校教育の革新として登場したのである。而して職業指導も時代の要求によつてその指導精神に變化あるべきは當然である。現時の如き國家非常の時局に際しては、一般平和の時に於けるが如く適性適材適所の指導理念を以て満足すべきではなく、即ち國家生存權の確立を目標とし國家目的達成を根幹に人的資源の國家管理に順應せしむべく、適所に適材を配するの新態度でなければならぬのである。

二、職業紹介と職業指導

職業指導の發達段階の初步に於ては職業紹介を以て職業指導の如く誤認せられ、青少年の就職斡旋をなして職業指導を爲せるが如くに考へられたことがある。

職業紹介は法第一條に明示されたる如く勞務の適正なる配置を圖るを骨子とし、紹介事業に併せて職業指導及必要に應じて職業輔導を行ふこととしてゐる。即ち職業紹介は勞務供給に關して其の圓滿合理化を圖るのであつて、其の本務遂行上必要な職業指導は紹介とは別個に指導として取扱はれるのである。依て兩者の間に截然たる區別の存すること論を俟たぬのである。而して紹介法に言ふ所の職業指導は職業指導の全部ではなく、職業指導が包攝する所の就職指導及就職後の輔導についてである。従つて職業紹介所は職業指導に關しては學校の職業指導の補助的協力的機關である。學校に於ける職業指導は其の全面に亘るべきこと論なしと雖もその實施にあつては、紹介所等關係者の提携協力によつてこそその成果は期待せらるべきである。而して各機關の聯絡提携には夫々その主たる擔任分野を明かにするを要する即ち

1. 各機關は夫々その本分を理解し、學校は職業紹介の意義を辨へ紹介機關は教育精神を尊重し各能率の増進を圖ること
2. 各機關はその聯絡を緊密にするために一定の組織を設け、夫々擔任を定むること
3. 職業指導事項中基礎的陶冶即ち職業精神の陶冶、職業的知能の啓培、選職等につきては専ら學校之を擔當し、就職及就職後の輔導につきては専ら紹介機關これを擔當する。而して各機關は互に相倚り相助けて徹底を期すること等その主たるものである。かく職業指導と職業紹介とは各其の分野を明かにして能率の増進と優秀なる成果とを收むべきである。

第四章 職業指導の内容

一、職業精神の陶冶

職業指導に於て第一に來るべき問題は職業に對する精神訓練である。小學校は普通教育の場所であるから職業指導と稱へるも或る特定の具體的職業に就て指導するのでないことは言ふまでもない。故にこゝに言ふ所の職業精神も一般的普遍的の職業精神に外ならない。あらゆる職業に共通なる重要な心構へそれを充分に陶冶して置くことは小學校教育に於て——特に高等小學校の如き直ちに出で、社會の實務に就かんとする兒童を教育する所に於ては考へねばならぬことである。換言すれば兒童を職業人的に訓練してゆくのである。それには先づ職業觀を確立させる必要がある。勿論これも小學校に於ける事であるから完全なる職業觀は仲々に把握出來るものではないが、兒童相應の職業に對する正しき考へを植ゑ付けてやらねばならぬ。

職業が人間生活上必然の責務である以上職業人的訓練は即ち社會人的訓練である。而してその第一は職業に對する自覺である。學校生活に於ては職業ではないのであるから縱分意識を明確にし責任觀念を強調したい。第二には勤勞の訓練である。職業は繼續的の勤勞であるから勤勞愛好の精神涵養は絶対に必要である。學校に於ては作業訓練を重んじ各人に適當な

る作業を課し喜んでこれに没頭しその過程を楽しみ成果を楽しむの態度を養はねばならない。この事たるや職業指導上最も主眼を置くべき最重要点である。第三は協同諸和の精神の陶冶である。現代の産業機構に於てはすべて分業組織であるからあらゆる職業人の分擔する職業は實に一小部分に過ぎないのである。それを全體の組織に統合することによつて一箇體の生産を見るのであるから協同の心なくして可なるを得ない。即ち學校教育に於ては此の實社會の實情に即せしめんために協同團結の精神の涵養に努め、或る場合に於ては全く自己を滅して欣然として全體に統合するの態度が養はれてゐなければならぬ。かうした人間にして始めてよく大産業體系中の一員として活動することが出来るのである。しかもそれは自律的自治的に行はれるものでなければならぬ。第四は研究の訓練である。自己の職責を重んじて専心之に従事する時は自らその仕事に對して改善し工夫し研究をなすことになるのであるが、かゝる態度の養成は職業の進歩發達の爲に誠に必要な事柄であらねばならぬ。之を要するに職業精神の陶冶は結局職業組織内に於ける道徳的活動を實踐し得る職業人的勇者の育成にあるのである。

二、職業的知能の啓培

職業的知能を啓培することは又職業指導上重要な要點である。從來の教育に於ては職業方面に觸れざることを以て寧ろ教育の神聖を保つ所以であるかの如き態度があつたことは否めない。然し乍ら茲に多言を要するまでもなく教育はもつと實際的具體的直接的實効的であることが必要であつて何處にも實在しない様な仙人的人格を目標とするかの如き空漠たる力なきものであつてはならない。教育は何れの教育に於ても現實的な社會人の教育でなければならぬのであるから、出で、は直ちに職業人となる高等小學校の教育に於ては大に職業的知能を啓培するに努めねばならない。勿論茲に言ふ所の職業的知能は一般論のものであつて或る特殊の職業知識ではない。一般職業に對する理解を目標とすべきである。

即ち第一は各般の職業に對する一般知識の概要を知らしめることである。此の爲には先づ各教科に於て教材の種類により職業指導の見地よりこれを取扱ふことに努めるのである。勿論各教科には夫々その獨特の使命を有するが故に徒に職業指導化するが如きは戒めねばならぬ所であるが、或種の教材に於ては職業指導的に扱ふことによつてよくその使命を達し得るも

のも多いのである。次には職業指導科を特設することである。各教科を取扱ふのみにても或る程度までは職業的知識を啓發し得るのであるが此等を統合し更に何れの教科に於ても觸れ得ざるものを扱ふために、又職業的知識をや、組織づけて確實なる知識たらしむるためには是非共職業指導科を特設するを要するのである。

本校は本市職業指導研究会編著の職業指導讀本を採用して課外に於て之を取扱ひをなしてゐる。此の外或は見學に、或は職業の實地練習に、或は職業の調査研究にあらゆる機會を通じて職業的知識を擴充することは選職に際して正しき判斷をなし、就職後順調に自己の職務を楽しみ得る基礎となるのである。第二は各種の職業に共通なる基礎的能力の修練である。これも勿論小學校に於ての事なれば一般的基礎的のものである。製圖に對する基礎訓練の如きは工場生活をなすものにとりては重要な基礎的能力であるし細字書寫能力の如きは商業上の帳簿取扱者等の爲には大切な基礎的能力である。又言語の正確明瞭は接客業者の重視する所であり、坐作進退の舉措を善導するはあらゆる社會に入りて生活する者の爲に缺くべからざる準備でなければならぬ類である。

三、女子職業觀の啓發

世の進展に伴ひて職業の分化が著しくなつたため從來よりも女子に適應する職業の増して來たためか、生活上の必要に迫られてか、恐らくその何れもが原因となりて近來女子にして職業に就く者の數は著しく増大して來た。數年前までは朝夕のラッシュアワーに汽車電車の乗客は十中八九まで男子に限られて居たのであるが、近時に於ては若き女性の三四割を越へて見ゆるは誠に驚くべきものがある。而して此等女性も果して何れの處にか職を求むるや、たゞ大工場大會社、大商店等々夥しき求人に任せて分別もなく蟻集せる傾なきやを疑はざるを得ないのである。吾等は言ふまでもなく現代國民生活の實際より眺めて、女性とても能あるものは其の適性を有効に働かせて、社會の協同體へ貢獻すべきであることに異存あるものではないが、その爲には女性の本質を考へ特性に基き最も合理性ある職に就かんことを望んで止まぬのである。故に小學校教育に於てはこの女子の職業觀を善導し正しき理解の下に選職せしめたいのである。此の點に於ては女子に對しては一般的職業指導をなすと共に特に女子職業觀の啓發を圖らねばならぬと信するものである。然らざれば著しき不適性を強行してあたら

青春の肉體を削りて天壽を縮め或は障害を醸して永續を阻み、或は能率的な結果を招來して産業體系を脆弱にする等、大凡就職目的と背反するの結果を齎すのである。女子職業人の増加は邦家の爲慶賀の至りなりとは言へそれが慶賀に値する爲には充分なる合理性を必要とするのである。こゝに職業指導の一大眼目として女子職業觀の正常なる啓發を提唱する所以である。

四、選職の指導

選職の指導は職業指導の最高峯である。上來述べ來し職業精神の陶冶或は職業的知能の啓培等は皆選職の基礎的條項である。選職は實に職業指導の総合的結實である。さればその指導も極めて複雑多岐あらゆる方面より周密に考察して合理的なものどせねばならぬのである。即ち先づ第一に考へらるべきは兒童の個性であり身體の状態である。身體の強健は何れの職業にも必要な條件であるが、軀體の大小、運動の遲速、特殊異常疾病障の有無等審さに見つめねばならぬ。學業成績並に其の傾向、知能の状態、性能の特徴、情意の傾向等又選職上考慮さるべき條項である。個性を探究して最も之に合ふ職業を選ぶことは第一に主張せられねばならぬ所である。第二には家庭の職業及經濟の事情によりては收入の多寡が條件となる。第三にはこれが強力に働きて製肘をうけることは言ふまでもない。又家庭經濟の事情によりては收入の多寡が條件となる。第三には業界の情勢であり、當該職業の將來性である。今日股販の産業必然的に將來を約束せず、文化の發展は職業に反映して或は重くし或は軽くし時には殆ど無力にさへするのであるから職業の先を見通すことは極めて困難ではあるが知らるべき限度に於ては充分考慮すべきである。第四は經濟的條件である。報酬も職業である以上は少きより多きを可とするが、これは就職當時のものは眞の報酬とは稱せられないのであるから、初給の多寡を以て速断は出來ない、寧ろこれは選職の問題にあらずして一步進みたる就職に關聯を持つものである。進學の問題は又選職に包含さるべきであつてその指導は實に選職の一階梯である。選職指導の積極的方面即ち適性を適職への指導は實は相當困難性がある、それは個性判定の適確度と各種職業に對する知識の精密性とに支配されるが爲である。されば選職指導は消極的方面に寧ろ確實性を見る、即ち不適職の排除である。明瞭なる不適職はこれを判定するに難くないのであるからこれを避けしむる事は極めて効果的で安全性がある。さあ

れ 職業指導の極致は選職の指導にあるのであるから、視野の狭き父兄を啓發しつゝ最後の就職指導へと努力を惜んではならぬのである。

五、就職の指導

然らば就職とは何ぞ、即ち選職をなしたる後に於て愈々その決定したる職業を何れの職場に於て働くべきか、現實の職場の選定である。職場は生涯の生活を托す所であるからその堅否は生活の浮沈に關する。されば世人多く大資本の傘下に進注するの傾向があつて中小資本に空虚になるのであるが、大資本即ち健實は大體の原則なるもさればとて中小資本即ち不健實とは言へない。よくよくその職業の社會性と業者の人格とを併せ考へるべきである。されば學校に於てはこれ等業者の業態を調査し教師父兄の参考に資すべきである。就職指導を單なる就職斡旋と考へるのは誤であつて指導である以上は即ち教育であつて周旋ではない。選職或は進學指導を前提として行はれるもので兒童に妥當適切なる希望を樹立させそれを盛り立ててやるのでなければならぬ。兒童が眞に職業人としての修養場所は職場であるから其の選定はあくまで慎重でなければならぬ。彼の目前の初給の額や福利施設の完否等物的條件のみを選定の主眼とするが如き最も戒しむべきである。尙就職に就ては職業紹介所との連絡を密にして遺漏なきを期せねばならぬ。入學指導は何れかの職に就くもの前段としての入學であればその學校の選定は徒に世評に驅られて所謂有名學校にのみ志願せしむることなく、眞にその子の將來を慮りて適切なる學校に入るべく指導すべきである。

六、卒業後の輔導

從來學校教育の非難の一つに教育力が學校の垣根の外に一步も出ないといふのがある。近來に於ては或は自治の訓練に、校外生活指導に、或は少年團を組織したりなどして専ら教育力の欄外進出をはかり其の効果を擧げて居るのであるが、扱て卒業後の指導に至つては未だ満足すべきの状態とは言へない。然るに職業指導の有終の美をなすべきは卒業後の輔導である。輔導は教師側からすれば實は容易な問題ではない。内に學級を控えて手一杯の仕事がある。其の上に卒業させた生徒の行先まで面倒を見るのであるから、其の並々ならぬ苦勞であることは多言を要しないのであるが、さればとて此の大切な輔導

を疎んずるに於ては在學中の如何に親切丁寧なる職業指導も龍を描いて晴を點せざるの類である。然して輔導は卒業後丁年に達するまでを大體の期間とするも特に必要の強きは卒業直後の四、五、六の三ヶ月間であるから恰も學校は新年度に際會して新入生の訓練に忙殺されてゐる時で、益々以て大變なのである。されど彼等の最も煩悶して力強き助言と激勵或は職場との連絡協力の必要なのは此の時であるから此の時期に於て全輔導期間の七分以上の力を注ぐべきである。

然らばその方法は如何。第一は訪問による輔導である。職場を巡視して親しく彼等を慰問し激勵し雇傭者に直接面接して萬事を依頼するのであるが、最も効果のある方法である。第二は通信による輔導である學校より職場にある彼等にあてゝの通信輔導は最も実行力のあるそして効果のある激勵法である。第三は集會による輔導で、小は級毎に舊受持を中心に級會を催し大は卒業年度により各級同時に集會し、或は年度を問はず全同窓生を集會するのであるが、この場合男女は別けてするを可とする。此の集會による輔導は比較的簡單で彼等の舊交を温めるの副効果を伴ふと雖も、やゝもすれば相互連絡によりて轉職の機會を促進するの逆効果を齎すことがある。故に此の點につきては充分の用意をせなければならぬ。第四は青年學校入學による輔導でこれは一部のものに過ぎないが卒業就職後に於て勤務先に青年學校の設なきもの、或はあるも要求程度の合致しないものに對しては、本校に併設せられてゐる工業青年學校に入學せしめて青年教育を施しつつこれを輔導するのであつて、これは最も完全に近く最も望ましいことであるが、先づ女子には及び得ず、又勤め先或は收容人員の關係で全部に及ぼすことは出来ない。これを要するに輔導の問題は最も困難なる問題なるも又最も重要な指導事項であるので重點を置かねばならぬのである。

第五章 職業指導の基礎

一、環境

1. 鶴見區に於ける生業の狀況

イ、鶴見區内の職業 本區の全戸數約三萬を職業別に見た概數は左表の様であり、工業を主とする生産都市の特性をうかがふことが出来る。

種別	概數	備考
農業	五〇三	
工業	二八、八六〇	
商業	四、九六〇	
交通業	一一二	
水産業	二五四	
其他	一、三一	公務自由業、家事使用人其ノ他ヲ含ム

ロ、全市より見たる鶴見區 本區の工業及び勞務者の狀態を横濱市全體から見ると左表の様である。即ち勞務者五十以上を使用する工場數勞務者數より見れば兩者共第一位に達し、大工場組織の觀點より見れば本區に神奈川區を加へたもの即ち横濱市工業たるの感がある。

工場及勞務者分布		區別	工場	勞務者
全	市	鶴見	一二六(一〇〇%)	四一、九五三(一〇〇%)
神奈川	中	神奈川	四四(三四、九二)	一八、六三〇(四四、四一)
保土ヶ谷	磯子	磯子	二九(二三、〇一)	一〇、六一二(二三、三二)
			八(六、三五)	七、八一(二八、六二)
			七(五、五八)	三、五七二(八、五一)
				一、三八一(三、一四)

ハ、工場の分布 本區内に於ける工場は、大小合せ其數百二十餘に達し、臨港地帯を中心として殆ど全區にわたり大

部分は金屬、機械器具製造工業である。

ニ、生産額 工場生産額の概数は凡そ四億四千萬圓餘に達してゐる。

ホ、括リ 前記の諸點から見ると本區の生業の中心は全く工業にありと云ひ得る。而してこれはやがて交通運輸の發達を促進し商業を活發ならしめて今日の如き活氣ある鶴見區を成したのである。かゝる新興工業都市を其の通學區域とする我が校兒童を見るに、其の住む家は此の工業地帯の騒音の中にあり、其の通學途上の眼にふるゝ物は大小工場の煙突であり之等に通ふ幾萬勞務者の行列である。又幼時よりかゝる環境に育つ兒童の職業に對する關心は各自の家庭の職業とも關係して多く工業方面へ向けられ、相當の知識と興味を持つてゐるのである。かゝる情勢と邊境の中にある兒童の教育、殊に職業指導教育にたづさはる我等指導者は、其所にあらゆる方面よりの用意と大なる覺悟とを以て臨まなければならぬことを痛感させられるのである。

2. 父兄の職業

前節で述べた様な環境に生活する兒童の父兄の職業は、その大部分が工業關係者で、特に最近戰時産業の振興に伴つて中小工場の激増せし爲、母姉の職業への進出も目覺ましい活氣を呈してゐる。今その概要を見れば

職業	家族				計
	父	兄	姉	母	
工業	一〇九七	七二二	二八六	一六	二一一一
商業	二七二	九三	八	二四八	六二一
交通	六一	二二三	三一	〇	一一五
公務	二九	一七	八六	四	一三六
自由	二一	四	一	〇	二六
農業	一七	五	〇	〇	二二
計	一五四七	八七五	四五三	二八〇	三一五五

職業	家族				計
	父	兄	姉	母	
水産	七	三	〇	〇	一〇
家事	七	二二	二一	五	四五
便用	三六	六	二〇	七	六九
其他	一五四七	八七五	四五三	二八〇	三一五五

有業者總數三一五五人中二二一人は工業従業者で六七%を示してゐる。尙母の有業者に於ては、兄弟とは正反對に商業が斷然多い。而して其の八割は工業員を對象とせる下宿業で、他の二割は日用品小賣商である。斯くの如き父兄の職業を背景として、兒童の希望職業、就職先が同じこの方面に向ふことは自然であるが、廣く職業指導的見地より見て偏見に陥らざるやう留意すべきである。

3. 卒業生の方向

卒業生の就職方向を見るに、工業方面に進出するもの斷然多く、四回迄に二六七一名を出した我校はその六四%を工場に進出せしめてゐる。家事手傳の爲卒業と同時に就職しなかつた者も商業工業の家業ある者でも卒業後漸次工場へ向つてゐる。其の概要を見れば次の通りである。

(毎年五月三十一日現在)

業種	年次									
	第一回		第二回		第三回		第四回		計	
見習工	男	女	男	女	男	女	男	女		
技術徒弟	二六九	一〇五	二七八	一四五	二九四	一八八	二五〇	一八五	一〇九一	六二三
小商店員	一三	二	二	六	一六	九	二	〇	三三	一七
給仕	一五	一五	四	一三	六	二三	一〇	二六	三五	七七

計	上級學校	家事手傳	雜
	計	計	計
六一九	三七八	五一	三
六〇四	二四一	六〇	二九
七三〇	三三四	二五	六
七一八	二七〇	六五	一三
二六七一	三八四	五二	一
	三五六	六〇	二五
	三六二	四八	二五
	三五六一	九七	二〇
	四五八	一七六	三五
	一一一	二八二	八七

前掲各項の主要業種を擧ぐれば

見習工——機械器具製造、金屬工業、化學工業、食料品工業、窯業、ガス電氣工業。技術徒弟——同前。小商店員——個人商店デパート。給仕——會社、工場銀行。雜——交通運輸通信業、家事使用人。家事手傳——家業(商、工)其ノ他。上級學校——實業學校(工、商)中學校女學校。

二、兒童

1. 身體の狀況

イ、體格 身體検査の結果を學級別、學年性別に處理して上中下に別ち各自に自己の體位を判定せしむるの資料とする
 ロ、體力 肺活量、握力、背筋力跳力、走力、懸垂力等につき測定して前者同様處理して兒童各自にその身體的鍊磨の動力たらしめる。判定標準は左表の通りである

身體狀況判定標準

昭和十四年度

鶴高體育部

身長	一三四	一四五	一四六	一三七
體重	二二五	二二七	二二六	二二六
比胸圍	四七〇	四七九	四六九	四七一
比座高	五三五	五三五	五五六	五五六
肺活量	二八〇	二〇〇	一六〇	一九〇
握力	二二八	二二六	一九五	二二七
背筋力	五五五	七九五	四〇五	四六〇
跳力	二二三	三三三	二二二	二二二
走力	一一七	一一六	一〇八	一〇八
懸垂力	一五〇	一五六	一五五	一五五

胸圍	六七〇	六七三	六四〇	六七五
座高	七七八	七八三	七五〇	七八三
比體重	二二五	二二七	二二六	二二九
比胸圍	四七〇	四七九	四六九	四七一
比座高	五三五	五三五	五五六	五五六
肺活量	二八〇	二〇〇	一六〇	一九〇
握力	二二八	二二六	一九五	二二七
背筋力	五五五	七九五	四〇五	四六〇
跳力	二二三	三三三	二二二	二二二
走力	一一七	一一六	一〇八	一〇八
懸垂力	一五〇	一五六	一五五	一五五

兒童の疾患中眼疾と齲齒は最も著しく左表の通りである。

在籍	八四〇	六八六	一五二六
眼疾	六一	四九	一一〇
齲齒	六九六	五六二	一二五八
	83	82	82
	7	7	7
	%	%	%

上知能	一七、七	一〇、一	一四、〇
普通知能上	二四、〇	一八、八	二一、五
普通知能	三四、二	三七、〇	三五、五
普通知能下	一〇、九	一六、五	一三、六
下知能	六、七	八、七	七、七
最下知能	四、二	六、九	五、六

4. 學業成績

學業成績は知能素質や特殊性能とは趣きを異にし、一般的総合的に知識技能の傾向を見るのであつて職業指導上留意せらるべき根本條件である。而して職業指導上より見る學業成績は總計點の上下を論ずるよりも、その特殊の傾向を見極めこれに對處するを必要とする。即ち本市考査訓練成績調査の方式に文科型、理科型、技能型等あるはこれである。人は特性を生かして働かせ、彌が上にも能率を増進せしむるに於て社會に貢獻し得るのである。學業成績は特性開發の基礎的温床として見られる時に職業指導的價値が一層強く認められるのである。

5. 個性調査

個性調査は一般教育の礎石として重要なことは勿論なるも、職業指導上よりは適所適材の一般法則より見るも緊要缺く能はざるものである。たゞ調査は活用と實用とを主とし徒らに精密詳細繁鎖に亘るも調査の爲の調査に流れ利用價値少きは勞力の浪費にして避くべきである。本校は専ら市制定の考査訓練簿に盛られたる調査事項につき忠實に調査し學業成績其他環境等と照合し、選職並に就職指導上活用する様努むる所あり、記載指針を製作して調査の方向程度を明示し事務の進捗に便してゐる。

考査訓練簿記載指針 (略)

三、職業指導の基礎

1. 體鍊に關するもの

一、身體検査の活用 身體検査は兒童教育の貴重なる基礎的參考資料を得ることになるのであるが、往々にして單なる検査に了り帳簿に記入し統計を取り能事了れりとなすものなきにあらず本校に於ては、この身體検査を兒童體位の向上の資料として次の如く活用してゐる。

1. 特別通知 トラホーム其他疾病を發見した時は直ちに之を父兄に通知して家庭と協力してその治療に努めてゐる。

(通知例)

御 通 知
男子部第 學 年組

殿

今般身體検査ニヨリ病名「
テモ御承知ノ上治療下サイマス様御通知旁々御願ヒ申シマス

「テ發見サレマシタ就テハ學校ニ於テモ充分注意致シマスカラ御家族ニ於

月 日

鶴見高等小學校

保護者殿

2. 要養護兒童一覽表 要養護兒童については、その養護別を明にした一覽表を作り衛生室に供へ、學校看護婦と受持訓導とが協力して養護處置を講ずるの便に供してゐる。
3. 統計の活用 身長、體重、胸圍等の諸統計は學級毎にその頻數グラフを作り、兒童に示して自己の體位を自覺させ、自發的積極的に對策を講ぜしむべく一刺戟劑とする。
4. 健康相談の設立 特に兒童の身體上、父兄に注意を要するものに就ては、イ、學校より指定して父兄に出頭を

求め、ロ、或は父兄の申出により校醫による健康相談を開設する。當分月一回として、其の都度日時を定めて父兄に周知させ實施する。

5. トラホーム處置 本校眼科醫診査の結果、患者を左の四種に分つ。

イ、手術を要するもの ロ、手術を要せざるも重症 ハ、輕症 ニ、疑似症 其の中に就ては其の家庭の附近の眼科醫に通はしめて徹底的に治療を行はしむ。

ハ、ニ、の中眼科醫にかゝり得ぬ者に付ては、學校の衛生室に於て毎日洗眼、點眼を勵行する。

○眼科醫と治療費 本校トラホーム患者は全兒童の約六%である。患者數の比較的多い事と通學區域の廣い事とから、眼科醫に就ては、豫め學校長と學校醫とによつて全鶴見區内の眼科醫に兒童トラホーム治療の協力方助力を得る。従つて治療費の如きも殆ど實費に近き協定料金による。

○トラホーム治療票と患者名簿 トラホーム患者には各自に治療票を交附する。兒童はこれを持參して眼科醫に示し、全治の上は主治醫より全治の證を受け、これを受持教師に示して全治者の手續きを了へる。患者名簿は患者が全治するまで、これが治療方を勵行督促する目的を以て、教室に患者氏名を、又衛生室には全校の患者氏名を一覽表として掲載し毎日洗點眼を行ひたる都度之を記入す。點、洗眼は學級別により晝休時間と放課後に於て行ふ。

6. 齒牙の處置 見習工の養成所といつてもよい本校は、トラホームの治療同様兒童の齲齒早期治療に便ならせしめんがため校外學校齒科醫が特設されてゐる。兒童の通學區域を考慮して、學校以東潮田方面に一個所、學校以西豊岡方面に一個所設けてある。

二、清潔法 清潔法を勵行するに當りては、これを職業指導の實際的施設とし、勤勞精神の涵養と責任職分奉公の觀念の養成とに資し且つ能率増進の工夫研究をなさしむる機會とするのである。その方法として

掃除個所の割當 毎年學年始に於て、教室並に教室以外の全校舎内外を一定に區劃し、掃除個所と學級人員等

の割當をなす。掃除の時間——放課後、約二十分間に行ふ。掃除の人員 學級全員とす。掃除

する時の仕度——全員マスクを使用し輕裝す。掃除の仕方——集團動勞の作法に則り與へられた時間内に

與へられた個所を、最も合理的に、出来る限り清潔にするやう全力を盡して無言にて行として働く。順序方法等詳細にわたつては別に定められたるものによる。兒童各自の掃除個所割當——兒童は或期間常に一定したる個所について掃除を分擔し、其の個所の清潔についての責任を負ふ。掃除の檢閲——毎月月末の土曜

日、全職員に於て全校舎の清掃状態を巡視檢閲する。

三、體力手帳 體力を調査してこれを兒童各自に知悉せしめ以て自己の體力を標準體力或は級中に於ける朋輩のそれと比較して強きは愈増強し、弱きはこれを補ひて向上せしむる様心掛けしむるは體位向上の良策である。依つて本校に於ては、肺活量、握力、背筋力、跳力、走力、懸垂力等につき測定し。身長、體重、比體重、胸圍、比胸圍、坐高、比坐高につきては身體檢査の結果につきて之を處理統計して各四分法によりて上中下の段階に別ちて兒童に示し自己の體位の比較位置を知らしめてゐる。體力手帳は全くこの趣旨から作られたものである。

四、團體運動

1. 郊外運動 體育増進の一助として、郊外運動をなし、團體の一人としての徒歩訓練を行ひ、以て心身の増強を圖る。即ち郊外運動コースを實測し、之に要する時間等を計測し、回を重ねる毎に時間の短縮することに力めしむ。各學級別に行ふことあり、學年或は性別に行ふことあり、時に全校兒童にてなすこともある。所定の標準コースは次のやうである。

目的地	距離	所要時間	目的地	距離	所要時間
三ツ池	約三杆	約四十分	潮田神社	約一杆	約十五分
生麥杉山神社	約三杆	約四十分	白幡神社	約四杆	約五十五分
川崎六郷橋	約三杆	約四十分	市場熊野神社	約一杆	約十五分

野毛山公園 約六杆 約二時間 東寺尾熊野神社 約一・二杆 約二十分
 總持寺 約一杆 約十五分 岸ブール 約三杆 約四十分
 學校—鶴見橋—市場—菅澤—芦穂橋—學校—約一杆半—約二十分
 學校—潮見橋—潮田神社—芦穂橋—學校—約三・五杆—約四十五分

2. 全校體操練習會 目的 體操精神を昂揚せしむるため、毎學期一回體操練習會を行ひ、該科の向上に資す。

一、指導者 各受持教員にてなすを本體とす。 一、方法 各學級男女を同時に適宜三四學級宛組合せをなし、約三十分間を一單元として、順次交替して行ふ。 一、教案は 印刷の上提出し、全校の教案を一綴となし、受持に之を配布し、他の學級の體操科を見學す。 一、體操終了後は直ちに批評會をなし、該科の向上を圖る。 一、練習會當日該科市視學の來校を乞ひ指導講評をあふぐ。

3. 對級競技會 各學級の運動水準を高め、兼て體力増進を圖る爲に隨時對級競技會を行ひ、陸上競技球技等をなす。

4. 團體訓練 社會生活をなすには、個人を捨て、社會に順應する精神を陶冶することが必要である。即ち團體の成員たる個人を陶冶しつゝ、一面又團體自身の向上發展を圖ることに心懸けなければならぬ。こゝに於て團體としての訓練陶冶が現下の我國に於ては喫緊の要務であると思惟されるのである。本校に於ては特に一週一時間宛團體訓練日なるものを特設して團體訓練を実施し、身體精神兩方面の陶冶を圖つてゐる。即ちその方法としては

集合—各學級毎に二列横隊に整列。 配列—一、二、三、四列横隊其の他適宜の配列隊形をとりしむ。呼名點呼—服裝、所持品検査等をなす。 閱團—全兒童各組別二列横隊となし、校長以下全職員にて閱團をなす。 分列行進—一男、二男、一女、二女の順に分列行進をなさしむ。 大行進—二列横隊より三列縱隊となり三學級合同して九列となる。全兒童九列となりたる時、この隊形にて縱隊行進を行ふ。 合同體操 大行進より二男、一男、二女、一女の順に校庭に合同體操の體形に整列、合同體操實施。體操終了後學校長より講評 學年男女別に行ふ時は、大體全校團體訓練に準じてなす。女兒にありては特に行進遊戯等を行ふことあり。

團體訓練實施日程

男組	一年	月	曜	女組	一年	月	曜
	二年	木	曜		二年	金	曜

全校團體訓練實施日 毎月一回 月末に行ふ。

2. 訓練に關するもの

一、兒童證 上掲の様式による兒童證を作り之を兒童に交付し、兒童は常時携帯する。

(表)

兒童證	現住所	濱濱市鶴見區	町	番地
保護者	第	學年	組	
	大正	年	月	日生
	昭和	年	月	日
右者本校兒童タルコトヲ證ス				
濱濱市鶴見高等小學校長	矢部門三			
第	學年	組	受持訓導	

(裏)

兒童銘	一、規律を守り共同精神を重んず
	二、禮儀を正しくし高き品位を保つ
	三、質實を旨とし至誠事にあたる
	四、心身の暢達をはかり修養に努む
	五、強き信念に生き分を樂しむ

二、兒童心得 兒童心得を制定し常時服膺せしめる要項次の如し 1. 校内に於ける心得 2. 校外に於ける心得

3. 家庭に於ける心得 4. 其の他

三、禮法の訓練

1. 禮法の訓練の必要と方針 禮法は言ふまでもなく、恭敬、親愛、謙讓の誠心の表現である。人はその禮法によつ

て日常の起居動作に矯正を得、社交に圓滿と親善とを加へ、品性の向上と人情の豊潤とをもたらしするのである。児童の全生活に於て、絶えず其の服装言語、動作等の一切を作法化せしめ善良なる習慣にまで達成せしめねばならぬ。學校は實に兒童にとつて尊い經驗の社會である。彼等が日々生活を共にする師弟及び學友間に於て、自重自互に禮儀を守り、内恭敬の至情から親愛の情宜を重ねることが、如何に價值あることであらうか。禮法は實に訓練の重要事項である。

「言語動作が粗野で放肆無作法」とは我が鶴見の兒童に對する定評である。而も一度卒業して學校を出れば、多くは職業人として世に働き、再び是等に就て修養する機會を得ずして一人前の大人となり世に立つ境遇にある兒童なのである。世の中は忙しく動く。人の交際は空間的に廣まる反對に時間的に短くなり、日常生活に於ては一時的の應對、接渉に過ぎぬ場合が甚だ多い。如何に内恭敬親愛謙讓の美德があつても、之を表現する行爲に作法がなければ人に誤解されることも致し方ない。郷土的事情を通じて兒童の訓練を惟ふ時禮法訓練の必要一層切實なるものあるを覺えるのである。

2. 禮法訓練の教材の選擇と排列　イ、文部省制定小學校作法教授要綱に準據し且つ國定修身書の説話要項を參酌して選擇す。ロ、本校兒童の行狀に顧み、其の匡救補正に適正なるもの、及び本市民特に職業人として習俗の改善品性の向上に資し得るものに留意して選擇する。ハ、社會國家等團體生活に重要な事項並に國際的儀禮上卑近な事項の選擇に留意する。ニ、職業人として特に大切なる事項に重點を置く。ホ、家庭及び社會の定期的行事に關して該當教材を排列し以て實生活の指導と作法の實際化に資する。ヘ、特に必要にして常時の修練を要するものは學校生活の全場面に於て隨時反覆指導する様注意して排列する。

3. 禮法訓練要項、(省略)

四、公德講座

市民生活上公德の缺除は最も遺憾とせらるる所なるを以て、本校の如く卒業後直ちに小市民として實務に服し、再

び學校教育を受けざるものに對しては最終の市民的教育として、特に公德に關する系統ある知識を與へ之を訓練しおく必要を痛感するのである。本校は晝食時間を利用し、食後の一時を割きてこの講座を開く。校内放送に依り職員當番制によりて一項目宛毎日之れを行ふのである。今其の要項を擧ぐれば次の如きものである。

公德講座要項

一、市街の美化

1. 店頭道路の整美、商品其他を歩道へ進出陳列を禁ず—路上の清掃、打水、雪振等　2. 看板、美的に常に新鮮に—看板文字の左右書統一　3. 貼紙、貼紙の美化—不用貼紙の撤去清拭　4. 街路樹、街路樹の愛護手入　5. 道路の清掃、先づ我家の前から—下水の世話　6. 學校に於ける諸場面、教室廊下の整美—成績物による美化—圖表類による美化—生花等による美化　諸事統一による美化—帽子マント等の掛け方—窓の開け方—下駄履物の脱ぎ方

二、公共物の尊重

1. 神社佛閣、社前通過の作法—參拜の作法—境内に於ける作法　2. 公園、禁制の嚴守—樹木の愛護—設備使用上の注意—清潔の保持—動作の作法化　3. 圖書館、閱覽心得の嚴守—圖書の尊重—閱覽室内の作法　4. 共同便所、清潔の保持—使用の秩序—落書きの抹消　5. 學校内に於ける諸場面、校具の尊重—教室備品目錄の制定—教具の獨占を避く—教具はよく整美し獨占により他の使用に差支を生ぜしむべからず—特別教室の使用方—運動器具の使用方—便所の使用方—清潔秩序—靴洗ひの徹底方—校内清潔法の勵行

三、公衆作法

甲、個人的なもの　1. 服装の端正—裸體の嚴戒　2. 言語の優雅—粗野・野卑の嚴戒　3. 動作の慎重—輕卒の嚴戒—屋内疾走の嚴戒　4. 會釋敬禮　5. 外人に對する作法
乙、集團的のもの
1. 集會時刻の嚴守、日本時間打破　2. 集會時の秩序—出入の作法—場内作法　3. 集會慣例の嚴守　4. 劇場に於ける作法　5. 浴場に於ける作法　6. 病院に於ける作法　7. 停車場に於ける作法　8. 旅館に於ける作法

四、公民道徳

1. 選挙の訓練—級長の選挙
2. 納税の訓練—授業料—後援會費—學級費—工業材料費—家事材料費
3. 水道使用上の訓練—平時—断水時—夏季
4. 電話使用上の訓練

五、交通道徳

1. 左側通行
2. 人道車道の區別
3. 横断歩行の嚴戒—一列縦隊行進訓練
4. 道路外歩行の嚴戒
5. 路上の遊戯
6. 交通信號—交通整理
7. 電線保護—タコ揚
8. 道路標の愛護
9. 路上打水の作法—ドブ水打の嚴戒
10. 道案内の要領作法
11. 自轉車使用上の注意
12. 乗物（電車汽車自動車）昇降の作法—車内作法—窓の開閉
13. 車内禁煙の嚴守
14. 學校内に於ける諸場面
- 廊下の疾走の嚴戒—左側通行—内遊時廊下遊戯の嚴戒—自轉車置場の整美

六、公衆衛生

1. 路上路傍の放痰嚴戒
2. 路上公園ハイキングコース等の紙屑嚴戒
3. 下水の清掃
4. 道路打水の獎勵
5. 糞取
6. 傳染病發生時の心得
7. 學校内に於ける諸場面
- トラホーム患者の特別扱専用便所—便所使用法—唾壺の使用—消毒法—上履下履の區別—校内掃除等

五、言葉の教育

「正しい言葉」が言へるやう指導する一方之を實際化し、應用化させる爲の指導として、之を禮法と常に一致せしむるやう其の場に於て實際的個別的に指導を怠りなくすること。僅二年後には最早職業人として社會に働く兒童の將來を考へた時此の臨機の指導は、それ一つ／＼が何よりの言葉への指導であると同時に禮法指導の得難き機會ともなるのである。其他言葉教育上の要項を擧ぐれば

- 言葉の教育と文法。 敬稱の教育。 發聲・發音、姿勢の教育。 アクセントの教育。 訛言方言の矯正。 發音數と時間との關係。 「正しい言葉」より「美しい言葉」への指導。

六、當番制度

本校に於ける兒童の當番勤務は概ね九種であるが、之が勤務に當つては左の如き點に留意してゐる。

1. 兒童自然の活動を正當適法の勤務に導き心身の機能を發達せしめ、之を實際的に練磨し、兒童稟有の衝動を満足せしむると同時に、思念を無邪にし、自信自頼の念を高める。消極的には閑居より生ずる不善の影響を防止し無聊煩悶の機を渺ならしめ、彼らの生活を幸福ならしめんとするにある。

1. 教室當番（第六章3の、五B参照）

2. 看護補助當番

- イ、上級生男女組より各所定の人員を週番を以て出し、職員早出看護當番の補助をなさしむ。ロ、當番の任務本校規定事項の遵守状況巡視並に之が勵行の促進。事故發生時に關する職員との連絡並に補助。學校備付品特に運動具の腐朽等により發生する危険豫防のため檢閲補助。學校備付品の整理整頓（特に運動具）補助。その他ハ、看護補助當番日誌の記入 別に定むる形式の用紙を用ふ。當番職員の檢閲捺印を求め、爾後の反省資料とする。職員（特に訓練係）は學校規定に照し、注意を要するものは時を移さず注意し、兒童の反省を求め、助長すべきは大に之が助長に力む。（附）本日誌は之を整理し、自治會等の議題とし兒童訓練の資料とす。

3. 職員室當番

職員室に所定の上級女兒を勤務せしめ、休憩時に於て職員にお茶等の接待をなす。之やがて彼等が斯る場合に於ける作法の訓練を主たる目的とす。従つて職員は單に之を受くるに止まらず諸種の實際的訓練を怠らぬものとす尙次の如き仕事をする。職員机上の整理、電話の取次、來客の案内、其他。

4. 衛生室當番

上級女兒より所定の人員を出し、學校看護婦の補助をなし、兼ねて家庭看護の實習に資す。

5. 校旗捧持當番

校旗は上級生男級長を旗手とし四大節其他校旗捧持の必要ある場合男一組より順次之が勤務を行ふ。

6. 國旗掲揚當番

1. 國旗掲揚 月曜日朝禮ある場合に限り掲揚式を行ふ此の場合上級男級長副級長を以て行はしめ男一組より順次

勤務するものとす。

2. 國旗降納 國旗は毎日授業終了後直ちに君が代吹奏裡に降納せらる。此の場合掲揚時同様順次勤務に當るものとす。

7. 日直當番 各學級に於ける整理整頓を主とし、早出遅歸。學級行事世話等の責任を持つ。實行方法は概ね各學級の定むる所による。

8. 學級日誌當番 生活記録の記載の良習を養はんが爲に行ふものにして記入要項は概ね左の如し イ、學習に關する事項 變更並學習の大意。 ロ、訓辭の要項 校長 擔任 看護當番。出缺席及遅刻早退者、其の理由。掃除後の檢閲感想。本日の出來事。其他特別事項。

七、運動會の訓練化

1. 意義 非常時局に於て最も重要なことは、銃後でも戦線でも國民が強健であることである。目的のために實行する力の強いことであり、堅忍持久屈せざる精神であり 各人が國家のために能く自己を犠牲として國家活動を完全ならしむることであり、精神を作興し士氣の燃えてゐることである。而して是等の要求は皆學校體育の目的とする所である。而して運動會はこの重要な體育の一部面である。運動會の生命は兒童身體の鍛錬であり、全校一團となつた團體的活動に依る兒童精神の陶冶である。運動會に於ける運動場は眞劍なる修養の道場であり、行の場であり、運動は行の爲に行はれるのでなければならぬ。斯る運動會の眞の目的を達成し、且つ物資愛護經費節約等の時局の方向にも一致し、更に一層運動會をして訓育的ならしめる爲本校に於ては次に述べる方法で之を行ひ、非常に良好な成績を收め得たので、今後更に充實せしめて行く考である。

2. 方法 イ、原則として職員は總て教育的指導的立場より兒童委員の相談相手となる程度で、一切の準備も進行も兒童委員の手により行ふ。但し團體競技審判の如き技術を要するものは職員之に當る。 ロ、機構及び運用、兒童委員會、各級より一名宛の委員を選出して兒童委員會を組織す。委員會に於て協議決定すべき事項は次の如し。

1. 種目 2. プログラム 3. 各係員の配當、委員會に就ては職員の充分なる指導を要す、本校に於ては體育部職員之に當る。種目選定に關しては次の如き方針のもとに行ふ。即ち 1. 各人が必ず二回以上出場すること 2. 團體競技を加へる 3. 對抗意識を發揚せしむる如きものを加へる。

ハ、反省會 終了後兒童各係の係長副係長に依り反省會を開催し、次年度に於て改良すべき點、注意すべき點等に付きて意見交換、之を記録して一層の充實發展を圖る。

八、學藝會の訓練化

1. 方針 學藝會は運動會と共に學校に於ける二大行事であること、及び其の目的とする所が兒童の學藝を演出せしめて教育の向上發展を促進することにあるは言ふまでもないことであるが、更に本校は學藝會を一ツの重要な教育の機會としてゐるのである。別章に示す通りに本校の兒童は大部分卒業と同時に會社、工場方面へ就職する者達である。故に在校中に於て職業人としての精神を十分體得させて置かねばならぬ。即ち自己の職分に對する責任感の強い人、能く働く人、協調性ある人とする事である。學藝會の經營上も大いに此の點に留意して出演種目を定め實施方法を講ずるのである。斯る上より留意すべき點は左の如くである。

2. 出演種目に就て 出演種目は日々の教育と密接な關係を持つ事が必要であり、其れがためには多種の教科にわたる事が肝要であるが、更に職業指導的色彩を多く加味する事である。選職、就職、卒業後の輔導、職業精神を取り入れた劇、紙芝居、兒童の研究、統計等出演せしめること、又珠算、工業、商業等の教科を採入れる等である。

3. 實施方法に就て 學藝會を全兒童の共働作業とし、出演種目の選擇、プログラムの作製其他準備等に關する計劃立案は教師指導の下に全校自治會に於て協議決定させ、之を適當に各學級が分擔し、各學級は更に全兒童にて協議し、學級全體の共働作業とするのである。決して特定せる一部兒童の活動とせず全體活動として兒童一人残らず自己の能力に即應せる部署の仕事責任以て分擔し進むやうにする。全校兒童が仕事の目的を十分理會し、その計劃に應分の參畫をなし、其の實行を分擔し、全校學藝會としての意識を強調し、協同を尊び、其の分擔せる仕事を

實行して責任を果すやう努力させ社會的活動として、一員が如何に全體と有機的關係を持つかを體驗させ協同活動の訓練をなす。其の他時局に即應せることが必要である。即ち質素剛健堅忍持久等の時局に適切なる心構へを一層振勵する様なものであることが大切である。

- 一、期 日 毎年度一回 學校より提示
 - 一、會 場 本校講堂
 - 一、出演學年 全學級
 - 一、指揮者 教師指導の下に自治會役員之に當る
 - 一、參觀者 來賓、父兄、教師、兒童
 4. 演習 豫行演習：全體的大綱に就て批評する 出場、退場の順序、作法、演者の位置、道具の置方、演技の急所、參觀の訓練 本演習：各係の自覺と責任によりて完了すること、後片付の仕方指導
 5. 反省會 記録の整理：來年度の參考資料とす 批評反省會：共働狀態、出演種目の効果等に就て批評し合ひ反省し今後に善處するのである。
3. 教授に關するもの

各教科の職業指導的取扱の方針

◎修身科 修身科の目的は、徳性を涵養し、道德の實踐指導をなすのであつて、實踐指導に當りては、抽象的な理想の説話よりも、一つ一つの教訓が兒童の魂の琴線に觸れてゆくものでなければならぬ。然らばその魂に觸れるものとは何か、それは兒童の實際生活である。彼等は卒業後直ちに就職して職業人たるのである。そこで兒童が職業生活をなすに當り活用し得る道德の指導をなすことが、修身科に於ける職業指導の要諦である。

◎國語科——讀方 元來初等教育に於ける讀方はあらゆる教材及至人間生活の基礎的不可缺の智識であり、讀方本來の目的に邁進することは、即ち人間教育、社會教育職業指導的教育を施すに外ならぬのである。小學校令施行規則第三條による

1. 普通の言語、日常必須の文字、文章を知らしむ。
2. 正確に思想を表彰する能を養ふ。
3. 智徳を啓培するの三點を強調徹底せしめることが結局本科の職業指導的取扱となるのである。

◎國語科——綴方 思想感情を文字によりて表現する能力を陶冶し、鑑賞力の養成に努むることは如何なる職業に従事する場合も必要であるが、特に實用文に習熟せしめることは職業指導上必要なことである。即ち日用文の各種とその種類に應じて、その長短様式用語等の運用を自在ならしめ優れた文を書くことの外に正しい文字、語句を書くことの指導をなす。

◎國語科——書方 書方の本質に就ては藝術書道の立場より、或は實用書道の立場より之を論ずる者もあるが、之等は一長一短ありて適切妥當のものとは言ひ得ない。故に書道美を唱ふる積極的藝術主義に加ふるに、實用方面よりも考察して兩方面より採長補短するの態度により、日常生活に必須なる文字を正しく美しく速かに書寫し得ることを主眼として行きたい。

◎算術科 算術科は日常の計算に習熟せしめ、生活上必須なる知識を與へ、兼ねて思考を正確ならしむるを以て要旨とするが、職業指導上より觀て特に力を注ぐべきは、兒童が學業を卒へて實社會に立つ時直ちに應用され、又は役立つべき知識技能中算術科に含まるべきものに就てである。即ち教科書に與へられた教材の中特に職業指導的に價值ありと思はれる教材及び職業に關係ある教材に就て十分に指導し徹底せしむるのである。

◎國史科 國史は國體の大要、國民たる志操の養成を要旨とするが、職業指導上より觀て、一層産業經濟史に重きを置き、其の發達變遷に付き理會せしめ、以て職業知識の啓培に努め、其の間に活躍せる人物に觸れ事件を理解せしめ、職業精神陶冶に努めしめることが大切である。聖戰下、特に國史の尊重が稱えられる現在、本科を通じて益々國體觀念の明徴を圖り行に遷し時局の認識をはかり時局打開への實踐指導に努めることは、非常時下職業人を養成せんとする職業指導上極めて重要な部面である。

◎地理科 地理科は地人の相關、國勢の大要の理解愛國心の養成を以て要旨とするが、之を職業指導的見地より眺めた時、一層産業經濟に重點を置き、自然、人文、産業、國勢の相互關係及び我國と、諸外國との産業並に經濟關係等に付いて理解せしめ、以て職業精神の養成、職業知識の啓培に努めることが肝要である。殊に東亞新秩序建設

の時局下にあつては、産業は政治經濟の中心となり、産業即國防も唱へられる現在、本科を通じて時局を認識せしめることは、非常時下より良き職業人を養成せんとする職業指導上重要缺くべからざる部面である。

◎理科科 吾人の朝夕相遇する自然現象の内に内在する大理法を把握し、之を人類生活の上に貢獻せしめる所に理科の本質的意義がある。卒業後實社會に職を求めて、働かんとする兒童には、好き職業人としての素質を養ふことは極めて必要なことであつて、彼らに物象を正しく緻密に觀察するの態度を養ひ、日常生活との連關を計り、實社會に於て「如何に利用してゐるか」更に「如何に利用すべきか」等を考へさせ研究的態度を深かめる。理科教授に於て、此の研究的態度が養成され、體得され、習慣づけられたならば、やがて職場に立つた時單に機械的に働く職工でなく何かそこに創造進歩ある有意義な職業人が生れるのである。國家産業の發達は其の國民の頭腦に在り、模倣を去りて創造の時代である今日、理科による此の研究的態度の養成こそ職業指導上必要缺くべからざるものである。

◎圖畫科 高等小學校に於ける圖畫教育は、圖畫科一般の陶冶に加へて職業的基礎陶冶をなすことに努力せねばならぬ。職業によつて固められるだらう打算的、機械的頭腦に眞の人間味を與へ、潤ひを與へることは圖畫科本來の使命である。更に圖畫科を職業的基礎陶冶材として見る時、勤勞愛好と忠實、職業趣味、精密を尊ぶ精神、創造力の啓發等を圖らねばならぬ。

◎唱歌科 唱歌は情操陶冶の教科である。やがて職業人たる兒童に情操の陶冶は教育の全人的要求より當然強調されねばならぬ點である。終日工場騒音の中にあり機械の操作に日を暮す勤勞者に美しき音を樂しみ得る能力の供給は沙漠にオアシスを與へるの類であつて人間教育上絕對に必要である。更に今日於ては國防上音感教育の叫ばれてゐる等より見るとき、工場勤勞者に對する音楽教育の價値は増大したと見るべきである。

◎體操科 本科の目的は身體各部の均齊なる發育、動作の機敏、健康保護増進に力め、精神を快活剛毅ならしめ、規律、協同の諸徳を涵養するに在る。是等諸要項は各種職業の能率増進上極めて重大なる關係を有するが故に其の

成果を期し、就職後に於ても體育衛生に留意せしむる様充分なる關心を持たしむることに努む。

◎家事科 家事科は衣服、食物、住居、子女の養育、老人の奉養病人の看護、家計の整理等一家の生活に必要な生きて識見と、實際的な技術を陶冶し、更に節約利用、秩序、清潔等の習慣を養ひ家事的勤勞を尊び、家庭を愛しその改善を圖り、生活を簡易圓滿ならしむる態度を養成するを要旨とする。従つて家事科の指導は夫れ自體が女子の職業指導であるといふ事が出来る。

◎裁縫科 裁縫は女子の天職たる婦道を完うする上に家事科と並んで重要な學科である。もとより高等小學校二ヶ年間に於て日常生活に必要な衣服萬般の縫方、裁ち方に十分習熟せしめることは不可能であるがその基本を教へ綿密、用意周到等の精神的基礎的陶冶をするのである。

◎英語科 兒童の現在及將來を考慮して卒業後社會に出で、社會人となり職業人として活動するに必要な眞に實際的實用的なる英語を授けて、英語活用の能を養はしめ職業指導的陶冶の一助となす。

◎手工科 手工科の要旨は所謂物品製作の知識技能及び趣味の養成、勤勞愛好、創作工夫を重んずるの態度を馴致するにある。従つて職業指導の目的を達する爲には重要な教科であらねばならぬ。想ふに物品製作の能を得しむるには單なる概念の授受のみにては得難い。兒童本來の創造本能を充分發揮せしむることに依つて得らるゝ筋肉精神兩面の勞作によらねばならぬことは明である。此の勞作の尊重は特に本科の特徴であり、勤勞精神の養成は本科に負ふ所が大である。

◎工業科 本校兒童の卒業後の就職方向は大部分工業方面にあるので本科は最も重要な教科である。されば大意を授けて工業常識を培ひ製圖を課して工業の基礎的能力を養ひ、更に木工又は金工を課して工作に對する基礎的態度を練るのである。かくして普遍的基礎的なる工業人的陶冶をなすが本科職業指導の實際でなければならぬ。

◎商業科 商業的常識は都市生活者にありては何人にも必要缺くべからざるものである。故に實際的具體的に指導して實生活に活用せしめるのである。

◎職業指導科 小學校に於ける職業指導の目標は職業精神の養成と卒業後の進路を適正ならしむることにある。然して本教科に於ては組織的、意識的に職業に對する正しき觀念を與へ、職業的智能を啓培すると共に、時局下に於ける生産都市横濱の第二市民として一層郷土の認識を深めて、選職、就業の合理化を圖り、やがて國家が要求する有爲な職業人となり、より良き郷土建設者たらしむべく、正しく陶冶するのが即ち本科教授の重點である。

◎武道 剣道にせよ柔道にせよ武道は生命を目標とするのであるからこれにあたるや全心全意を打ち込んで行くのである。この眞剣なる態度こそは人生あらゆる場面に絶対必要事であるから、武道の教育が如何に人間の生活に重要な示唆を與へるかは大凡想像の外にある。職業指導の見地よりする武道精神も亦語るを要せないものがある。即ち職業人が自己の職業に向つてこの武道の眞剣味を以てあたる時、何物と雖も達成せられざるはないのである。其の氣魄の養成こそは正に武道教育の眞髓である。

第六章 職業指導の實際

一、職業精神陶冶の實際

職業精神の陶冶はあらゆる職業に共通する職業道德的訓練にあるので、主眼を訓練におくのである。而して訓練の目標は「よき職業人」にあるのである。良き職業人は先づ第一に勤勞愛好の精神に燃えて居らなければならぬ。働くことの訓練である。第二は協同意識の徹底である。個々の力は如何に強大であつても、バラ／＼では何の用にも立たぬは理の當然である。特に今日の産業機構に於ては、協働協作に依らねばならぬのであるから、兒童をして全體的觀念の確立を期せしむるを要する。其のためには團體訓練の必要がある。第三は禮法の訓練である。職業人としての完成は勤勞精神と協働融和の精神とに加ふるに禮法の體得にある。禮法は形式ではなく精神を主とする。精神の形式化である。本校施設する所のもの此の精神に出發するものである。

1. 職業道德講座

本校に於ては卒業期の兒童に對し、職業道德講座を開設する。擔當は校長とし、月一回男女別に講堂に於て行ふこと

とする。職業人として心得おくべき諸項に付き受講せしめる。今其の要項を擧ぐれば次の如きものである。

職業道德講座要項

- 一、職業と言ふもの
- 二、神國の精神
- 三、祭政の業
- 四、物心一如
- 五、奉公無我
- 六、産靈と産業
- 七、勞資一體
- 八、人に使はれ方
- 使ひ方
- 九、職業衛生
- 一〇、禮儀
- 一一、明るい人生
- 一二、立身出世の眞義

2. 勤勞作業訓練

一、勤勞作業訓練の意義目的 勤勞作業は表に筋肉の活動をなして内に心的鍊磨をなし心身一元の活動をなさしめて人間を鍊成せんとするものである。將來の職業人としては自ら進んで勤勞を愛好する奮闘的人物たらしむべく精神的訓練を施すのである。吾人の教育の對象は兒童ではあるが勤勞を、働く、といふことより更に進めて所謂宗教的行にまで向上させ其の心境を養ひ、精神修養の實を擧げることゝ重點を置かねばならぬ。斯くしてこゝに、此の作業を通して職業指導の根本たる精神を陶冶し、時局下國家的要望たる、國家の一員として働く、國家産業の一翼たる職業人、たり得、忠良なる日本國民たり得るのである。

二、勤勞作業訓練の要

1. 本校兒童の學校生活を勤勞作業の方面より眺めて次の事項が列擧される。
 - イ、作業に對して眞剣さを缺く。
 - ロ、個人的作業よりも協同的作業に於て特に共同責任、相互奉仕、協同規律等の諸徳性の缺けてゐる事が目立つ。
 - ハ、作業に積極性、永續性が不足してゐる。
 - ニ、全般に勤勞愛好の精神に乏しい。
2. 本校兒童の家庭生活上より 何れの職業に於ても勤勞を伴はざる職業は無けれど、本校兒童の父兄の職業は特に勤勞的職業が大部分を占めてゐる。イ、兒童は家庭にありて、時間的にも、量質的にも家庭作業を持つもの割合に少し。ロ、家屋は割合に狭小、附屬地等にも乏しく耕すに地なく、掃除するに其の個所少しの状況なるため、家庭作業の機會少く、父兄に之が指導の機會少し。

3. 本校卒業生の動向上より イ、卒業生の大部分は男女共勤勞的職業に就く、しかも其の数は年と共に増加す。
 ロ、家事手傳の者の多くは夫々家業があり、商、工等夫れ夫れの後繼者として活動、それも近年は卒業後數ヶ月を出でずして會社、工場等の職場を求めると傾向である。ハ、郷土は本邦有数の工場地帯、各工場は勞力の不足を告ぐ、この環境中に生活する兒童なれば本校への入學の目的の第一が就職夫れ自體である。ニ、卒業生の出で向く職場はより要勤勞の部面で、職業指導上、如何に勤勞精神の養成が必要であるかが首肯出来る。
 4. 横濱市の現状並に市民生活上より

本市生業別戸數(小學校一覽表より)

14 4 月末			13. 10. 1		
工 業	商 業	農 業	工 業	商 業	農 業
五七九七三	五四六二一	八七一六	九七三六	二一六七八	四〇八五
其ノ他		漁 業	其ノ他	漁 業	一七〇八
	五一四七八	一五一七	一一三〇〇四		
					一六〇二二
					一七四三〇五

イ、右表に依りても本市が工業的躍進を爲しつゝある事が證左される。尙新に大小工場會社が海岸地帯に或は農耕地帯に創設されるもの日を追ふて多く、廣大なる埋立地區或は新市域農業地も年を重ねずして工業地として埋もり一大工業都市たらんとしつゝある現状である。ロ、市勢の現状及將來から見ても、本市高等小學校に學ぶ者は、やがて本市を中心とする郷土産業の中心職業人として進むことが要求される。ハ、本市をより活氣あらしめんに市民の、「より働く」ことが大切である。本市の短所として勤勞精神の不振が挙げられはしまいか？本市を彌が上にも發展せしめるためにも、市民生活の向上發展の上からも勤勞作業訓練の要を痛感せざるを得ないのである。

5. 國家的、時局的見地より 今や我が國は國家を擧げて、人・物の全面的一致協力發展が要求されてゐる、より生き、より生かし、以て皇國の大理想を具現すべき秋である。産業は即ち國防である。勤勞の要は全く言をまたぬ。此の秋、吾人は兒童に對してより一段の勤勞作業訓練の要を感じ、之が實行、貫徹を意圖しなければならぬ。
 6. 職業指導上より 現下兒童の職業指導の立場より勤勞教育が強調される。兒童の實生活に即した教育が要望される。「國家産業の一部を分擔して働く」といふ職業精神は、勤勞的作業訓練に依つて陶冶することが出来る。

三、勤勞作業訓練の一般方針

1. 勤勞作業訓練の機會は兒童の全生活中に求める。(家庭生活、學校生活、社會生活)
2. 作業にあたりては教師兒童一體となり、教師は常に身を以て範を垂れること。
3. 作業方法、指導方法等の具體的研究をなし作業の結果、後仕末等に十分なる注意を拂ふ。
4. 作業は其の結果のみに偏せず、作業過程作業其のものを重視する。
5. 作業は黙々の中に歡喜と希望に燃えて之をなし、自發的活動計劃的作業を重んず。
6. 協同作業奉仕作業を重視する。以て共同責任、相互奉仕、規律友愛等の精神を養ふ。
7. 作業にあたりては、物資を愛護し、其の「物」を生かし、其の「物」の生命の發展を圖る。
8. 作業は作業のための作業ならず生産的更生的にして、之を以て世を利し益するの道をえらぶ。
9. 會社、工場等にて世の實際職業人の實務振りを參觀し、又是等の實際人の體驗談を聴取して兒童の勤勞精神を養ふ。
10. 夏季、冬季の休業中勞力提供の意味に於て職業の實習にあたりしめ「其の場」に於ける實際的勤勞を體驗せしむ。

四、勤勞作業實踐の根本法則

作業の實踐にあたりては、計劃的、具體的でなければならぬ上に、自律的、積極的の計劃でありたい。其の作業内容によりて差異はあれど、少なくとも規範として次掲の五段階を踏むことを要する。

第一——計劃を樹立すること(児童と協議) 用具、材料準備、其の方法、所要時間、特に今次の目的とする點及注意點、前回の反省等。

第二——仕事を分擔すること 各自の特性を生かすことに協議、特に教師より割當てることもある。要するに全員一體一元となり各個性の十分なる發展を期す。

第三——作業 無言夫れは作業中の最大スローガン。相互に連絡扶助し規律秩序を重んじ責任もて事にあたる眞剣なる態度を要望する。

第四——整理 仕上げ諸道具の仕末反省。

第五——講評 指導者の講評美點長所を擧げるのが主でありたい。

五、勤勞作業訓練の實際 個人的作業

1. 學校生活上 イ、登校直ちに机上の乾拭をなす。下校までの間臨機之を繰返す。 ロ、各自の机、腰掛の位置を整頓す。 ハ、各自所有品及机内の整美を行ふ。毎月曜日第一時定期檢閲を行ふ。尚隨時臨時檢閲を行ふ。 ニ、

下校の際は下駄箱内を清掃せしむ。 ホ、以上の各項に就ては時々之が反省會を催し、爾後に善處せしむ。

2. 家庭生活上 イ、日常生活ニ寢具の仕末、雨戸の開閉、庭園及室内の清掃、食事の仕度及後仕末、炊事用具の整理子守、弟妹の世話、撒水、用達、家の四周の清掃、庭木の手入れ、洗濯、風呂沸し、來客の接待、調度品の整理修繕、 ロ、家業の手傳ひニ正業及副業の手傳ひ。 ハ、他家の手傳ひ。

集團的作業 (校内生活を中心として)

1. 教室整理美化訓練 各學級は全員にて教室廊下の美化整備に心掛けしむ。即ち或は生花を活け或は成績品により或は自作の教辨物により其他寫眞、繪葉書等學習場として有効なる施設を基準に整美せしめる。毎學期一回教室美化共進會を催して相互研究に資せしめる。

2' 掃除訓練 (校地内……責任掃除)

【校舎】 1、平日掃除。 時……毎日放課後二十分。 人員……全校職員兒童總員。 分擔……自學級教室は

在籍の半數。出張箇所同上。(配當は毎年四月制定)各自の責任箇所を定め毎日之を行ふ。指導者……全職員を各個所に割當つ。 ロ、週末大掃除。 土曜日は掃除時間を十分延長し三十分とする。平日より各個所共可

啼に、平日時間の不足を告げたる不充充分なる箇所は特に念入りになす。天井の清拂、戸のハンドル消毒。隔週に床面に塗油す。美化方面に留意する。 毎月末最後の土曜日全職員檢閲し、各個別に講評し指導する。

ハ、學期初末特別大掃除。 作業時間一時間、残る箇所なく念入りに。便所、下水、床下其の他消毒檢閲。

ニ、臨時大掃除 同前

【校外】 イ、校地外四周の清掃訓練。 時……定期には四月二十二日、十一月二日、二月十日。臨時にも行ふ。

人員……全校總動員。 分擔……一男、一女、二男、二女の四班に分つ。 作業……作業時間約一時間。 作業

の始、終は運動場に集合して注意、講評を受く。 ロ、運動場の整地、排水作業。 時……整地は毎學期二回位排水作業は大雨後に行ふ。 人……作業の大、小により 學級單位―組單位―全校の三部面。 用具……パイ

ケ、鍬、バケツ、スコップ、鐵棒等各自用意する。 方法……運動場石ひろひ―朝禮後の二・三分間、全校兒童を動員して石ひろひ、仕末。 運動場の地ならし。 作業の程度によつて、學級單位に繼續的になす場合と組單位或は全校を動員して行ふ場合とある。 作業内容方法を前以て發表し、夫々の部面に於て決行せしめ之が指導をなす。此の場合用具の仕末に十分注意する。 雨後の水たまりに鐵棒を打込みて水を引かせる。土盛りをな

す、下水マンホールへ導く。 撒水―乾燥埃甚だしき際は全體學級單位にて撒水作業をなす、用具バケツ、ホース。 作業成績講評と今後の指導をなす。

3. 學校園の經營訓練

1、學校園は各學級共約三坪平均所有、教材植物、觀賞植物、或は野菜等を栽培す。而して播種、除草、灌水、施肥、收穫等に當らしむ。 ロ、當番制として平素の世話の主として當番兒童之に當る。

ハ、各學級任意の栽培日誌を記載し、継続的經營にあたる。ニ、冬季は鉢物の栽培。ホ、朝顔菊等の鉢栽培をなし、機を見て品評會を催す。ヘ、校舎前庭、運動場四周の立木については、灌水、落葉掃、害虫驅除等之が保護は校庭掃除分擔學級の責に任す。ト、これによりて自然に親しみ、自然を愛好する精神を涵養し、共同連帯・堅忍不拔、用意周到の心意を修養する。

4. 小破修繕作業訓練 破損したものを修理し、不用のものを一部改良などして有効に使用する事は、其のもの、生命をより長く延ばすことで資源愛護である。教具、教室備品、校舎、校具等小破せるものにて簡単に修理可能なものは之が修繕をなす。是等作業をさせる事に依つて、勤儉力行の良習慣公共物尊重勤勞奉仕の精神を養ふ。

イ、時……隨時とし定例は月末一回とす。長期休業中特に召集してなすことあり。ロ、自學級所屬は當該學級にて、特別個所々屬は掃除分擔區域にてなすを本體とする。ハ、作業の例ハ地圖、掛圖の裏ばり、机、腰掛の小修理、運動器具、校具雜具の修繕、建具、理科、工業等の器械工具の修理、カーテン洗濯修理、ペンキ、ニス塗羽目板簀の子修繕等が擧げらる。

(附) 營繕當番制 工業專科教員を主任とし、各學級二名宛部員となり毎(土曜日)營繕にあたる活動部面は大體前述通りなるも、之は比較的難作業(大作業)を受持つ。

5. 製作作業訓練 長期休業、或は平常土曜日午後等を利用して、學級分擔の上、教具、校具、學用品、家庭用品等を作製せしむ。之には學級擔任その指導者となり、具案的な立案計劃のもとに次掲のもの製作訓練をなす。

イ、教具に關しては……國史・地理の圖表・統計・模型・理科・算術等の實驗實測用具、職業指導參考掛圖統計表裁縫・手藝・手工等の參考模型・見本・掛圖・其他教科教授參考資料。ロ、校具に關しては……ゴミ取・箒・ハタキ……掃除用具、簀の子其他雜具類。ハ、學用品に關しては……紙ばさみ、筆入、寫生板、畫架、花臺、鉛筆削箱・マスク・ハチマキ等學校學級にて必要なもの。ニ、家庭用品―勝手道具・裝飾品等。ホ、製繩作業……時―夏季鍛鍊期間中及び平常日土曜午後 人―男子二、三學級宛場所講堂。方法……藁打部會員の三分の一、

製繩部三分の二。繩の太さよりの數、ツギ目に注意し、個人指導をなす。製品は長さ及び目方を測定し名札をつく。製品は之を工場、會社、商店等に賣却、賣上金は恤兵寄附、學校備品購入費等に充つ。ヘ、藁一本の尊さを知らしむ。ト、海苔の簀材料採集作業……學校附近の藁を刈り取り、海苔の簀の素材を作り當業者に賣却する。時―前項に同じ。人―男子一、二學級 刈取運搬。女子一、二學級 素材切取、整理、乾燥。チ、其の他の製作作業……各學級にて適當なる種目を選定し課外指導或は夏期鍛鍊期間中になすものである。

例ハ雜巾、ハタキ、箒、紙袋、下駄の鼻緒等の製作。下駄の齒つぎ、花かご、花瓶の作製。幼兒服、エプロン、紐等の製作。レース編、カーテン、テーブル掛製作。

6. 廢物利用更生訓練 本校所定の特別指導部中の手藝部と連絡を保ち各學級にて之を行ふ。長期休業中特に課題としてなさしめ召集日に之が指導をなし休業明けに展示會を催す。時局下物資動員の秋其の愛護の上より重要な訓練と考へ重視する。特に定めたる時を用ひずとも平常生活中に常に更生的考へを持つ様指導する。

7. 運搬整理作業訓練 例へば机、腰掛等其他相當重量ある校具の運搬及整理の練習をなし精神訓練をなす。大體學級單位月一回程度。

8. 蒐集作業訓練 イ、全校的に並に學級的に廢品回収をなす。毎月興亞奉公日を期して。ロ、廢物利用更生の資材の蒐集 ハ、圖畫、手工等の參考資料の蒐集、例へばレットル、木の葉キレ地、廣告圖案カット等。ハ、時局關係の繪畫寫眞統計圖表、記事等の蒐集と之が利用方法の研究實施。

9. 精密製圖訓練 各學級共極めて精密なる製圖をなさしめ精神及び技術の訓練をなす。例へば一耗方眼、經二、三纏の外接圓を描く等、或は機械の一部分の製圖等。

10. 細字筆寫訓練 硬筆、毛筆を以て細字を數多く練習し、細字筆寫の訓練をなす。日土復習として前週學習せる讀本の全文を土曜日或は日曜日に家庭作業としてペン習字せしむる方法もある。學校少年團としての勤勞作業訓練(校外生活を中心として)

1. 神社、佛閣の清掃奉仕作業
 - イ、分團別毎月十五日、早朝参加、最寄神社参拜の節神社境内の清掃運動をなす。
 - ロ、分團別に團内寺院境内の清掃運動をなす。
 - ハ、右は分團長(所屬訓導)指揮するを本體とする。
2. 通學道路の清掃作業

日曜日、或は長期休業中に分團別に分團長指揮のもとに通路道路の清掃奉仕をなす。
3. 出征軍人遺家族家庭の手傳作業

使ひ歩き、庭掃除、打水等雑役の手傳ひをなし遺家族の一助となる。

二、職業的知能啓培の實際

1. 職業指導科の特設
 職業的知能の啓發には各教科教授に於て職業指導的見地に立つて指導することによつて大凡これを體得せしめ得るのであるが、更に完璧を期せんとするならば特に職業指導科を設けて職業に關する一般的知識を纏め系統づけて授けるに如くはない。職業指導科はこれを正課とすることは法令上の手續を要するので本校に於ては便宜毎週一時間を課外に於て取扱つてゐる、即ち第一學年に於ては職業一般に關する知識を授け第二學年に於ては職業の選擇、就職及就職後に於ける知見の開發に資するものを授ける。今其の教授要目を掲ぐれば次の如くである。

職業指導讀本要目	橫濱市小學校職業指導研究會編	職業指導讀本要目	橫濱市小學校職業指導研究會編
上卷	第七課、公の務	第三課、境遇	第十課、法の知識
第一課、明治天皇御集議抄	第八課、家事の務	第四課、選職	第十一課、國家總動員
第二課、輝く横濱	第九課、婦人少年の職業	第五課、習業	第十二課、躍進日本
第三課、自然の寶庫	第十課、職業の變遷	第六課、職業紹介所	第十三課、海外發展
第四課、伸びゆく工業	下卷	第七課、就職の心得	第十四課、職業衛生
第五課、榮ゆく商業	第一課、立志	第八課、向上の生活	第十五課、職分奉公
第六課、南船北馬	第二課、性能	第九課、轉職と失業	

2. 實業科
 本校に於ては實業科に工業と商業との二科を置く。兒童の希望を見るに男子に於ては六對一女子に於て

は二對五の割合で夫々の希望に隨ひ學校を編成する。高等小學校に於ける實業科は一般的陶冶に屬するが殊に土地の情勢よりすれば工業學級にも商業を商業學級にも工業を夫々輕い程度にて加味してゆくを適當と考へる。商業的常識は都市生活者にどりては何人にも必要かくべからざるものである。工業と商業とは便宜學級を別けたりとは言へ取扱ひの上に於ては夫々相倚り相接せしめ融合するを可とする。勿論法令に示す或一科を履修せしむることを不可とするのではないが其の取扱ひに手心を加へるを都市小學校に於ては特に必要なりと思惟せらるゝのである。

3. 特別指導部の設置
 特設高等小學校としての特色を現はし、より適切なる指導をなして高等小學校教育の眞髓に近づかんが爲には、所定教科の取扱ひに於て職業指導に留意するに止らず、進で積極的に之が施設を惜んではならぬ。本校はこゝにみる所あり兒童が學校教育の最後の場所たるを思ひ、一つには準備的職業指導の立場より、一には人としての修養を積むべき基礎的誘導的指導を目標として特別指導部を設け、一週一時間乃至二時間放課後之行ふ、教員全員が夫々各部の擔任となり指導に任ずる。部員は主として二年生を以て之に充つるも部によりては一年生も参加せしめる、二年生は家庭の事情の許さざるものを除き全部が何れかの部に志望入部せしむることとし、學年を通じ出席日數所定に達したるものに對しては年度末に學習證を授與する。今其の設置せる部と指導方針を示せば左の如くである。

- | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|------|-----|
| 劍道部 | 木工部 | 製圖部 | 英語部 | 書道部 | 繪畫部 | 珠算部 | 音樂部 | 謄寫版部 | 國文部 |
| 漢文部 | 薙刀部 | 割烹部 | 華道部 | 手藝部 | 編物部 | 家庭禮法部 | 家庭看護部 | | |

指導方針
 劍道部 劍道は他の運動競技と異なつて撃つか撃たれるか、生命の爭奪を根幹とするのであるから全精神、全肉體を緊張させて練習するのである。従つて身體的修練より精神的修練が主となり「形より精神」これが本指導の方針である。

木工部 簡易なる家具、日用器具等を製作し、製作に依る勤勞精神の養成と、作品に對する快味とを知らせ併せ

1. 神社、佛閣の清掃奉仕作業
 - イ、分團別毎月一日十五日、早朝参加、最寄神社参拜の節神社境内の清掃運動をなす。
 - ロ、分團別に團内寺院境内の清掃運動をなす。
 - ハ、右は分團長(所屬訓導)指揮するを本體とする。
 2. 通學道路の清掃作業
 - 日曜日、或は長期休業中に分團別に分團長指揮のもとに通路道路の清掃奉仕をなす。
 3. 出征軍人遺家族家庭の手傳作業
 - 使ひ歩き、庭掃除、打水等雑役の手傳ひをなし遺家族の一助となる。
- 二、職業的知能啓培の實際

1. 職業指導科の特設 職業的知能の啓發には各教科教授に於て職業指導的見地に立つて指導することによつて大凡これを體得せしめ得るのであるが、更に完璧を期せんとするならば特に職業指導科を設けて職業に關する一般的知識を纏め系統づけて授けるに如くはない。職業指導科はこれを正課とすることは法令上の手續を要するので本校に於ては便宜毎週一時間を課外に於て取扱つてゐる、即ち第一學年に於ては職業一般に關する知識を授け第二學年に於ては職業の選擇、就職及就職後に於ける知見の開發に資するものを授ける。今其の教授要目を掲ぐれば次の如くである。

職業指導讀本要目		職業指導讀本要目	
横濱市小學校職業指導研究會編		横濱市小學校職業指導研究會編	
第一課、人は働く	第二課、輝く横濱	第十五課、境遇	第十六課、選職
第三課、自然の寶庫	第四課、伸びゆく工業	第十七課、習業	第十八課、職業紹介所
第五課、榮ゆく商業	第六課、南船北馬	第十九課、就職の心得	第二十課、向上の生活
第七課、公の務	第八課、家事の務	第二十一課、轉職と失業	第二十二課、法の知識
第九課、職業の今昔	第十課、職業の現在	第二十三課、躍進日本	第二十四課、海外發展
第十一課、婦人少年の職業	第十二課、職業の衛生	第二十五課、よき職業人	
第十三課、立志	第十四課、性徳		

2. 實業科 本校に於ては實業科に工業と商業との二科を置く。兒童の希望を見るに男子に於ては六對一女子に於て

は二對五の割合で夫々の希望に隨ひ學級を編成する。高等小學校に於ける實業科は一般的陶冶に屬するが殊に土地の情勢よりすれば工業學級にも商業を商業學級にも工業を夫々軽い程度にて加味してゆくを適當と考へる。商業的常識は都市生活者にとりては何人にも必要かくべからざるものである。工業と商業とは便宜學級を別けたりとは言へ取扱ひの上に於ては夫々相倚り相接せしめ融合するを可とする。勿論法令に示す或一科を履修せしむることを不可とするのではないが其の取扱ひに手心を加へるを都市小學校に於ては特に必要なりと思惟せらるゝのである。

3. 特別指導部の設置 特設高等小學校としての特色を現はし、より適切なる指導をなして高等小學校教育の眞髓に近づかんが爲には、所定教科の取扱ひに於て職業指導に留意するに止らず、進で積極的之が施設を惜んではならぬ。本校はこゝにみる所あり兒童が學校教育の最後の場所たるを思ひ、一つには準備的職業指導の立場より、一には人としての修養を積むべき基礎的誘導的指導を目標として特別指導部を設け、一週一時間乃至二時間放課後之を行ふ、教員全員が夫々各部の擔任となり指導に任ずる。部員は主として二年生を以て之に充つるも部によりては一年生も参加せしめる、二年生は家庭の事情の許さざるものを除き全部が何れかの部に志望入部せしむることとし、學年を通じ出席日數所定に達したるものに對しては年度末に學習證を授與する。今其の設置せる部と指導方針を示せば左の如くである。

劍道部	木工部	製圖部	英語部	書道部	繪畫部	珠算部	音樂部	謄寫版部	國文部
漢文部	薙刀部	割烹部	華道部	手藝部	編物部	家庭禮法部	家庭看護部		
指導方針									

劍道部 劍道は他の運動競技と異なつて撃つか撃たれるか、生命の争奪を根幹とするのであるから全精神、全肉體を緊張させて練習するのである。従つて身體的修練より精神的修練が主となり「形より精神」これが本指導の方針である。

木工部 簡易なる家具、日用器具等を製作し、製作に依る勤勞精神の養成と、作品に對する快味とを知らせ併せ

て藝術的陶冶をすることに依て職業指導に資す。特に一般正課の實習より稍程度の高きものを課し、創出力、構成力を鍊り、しつかりした研究的作品を製作させる。尙時局に關して資源愛護、廢品利用更生等にも注意す。

製圖部 製圖は機械、土木、建築、造船、航空等の各種工業に、缺くことの出来ないものである。斯く重要な地位を占める製圖は最近各工場で特に重視し、兒童の入所初期に當つては必ず之を授けて居る。是等の點より考へ職業指導の一助として製圖能力を養ふことは極めて重要な事である。而して此の作業にては過程を重視し綿密なる技能を養ひ、清潔、整頓、正確、敏速、忍耐力及び研究的態度等を培ひ、併せて勤勞愛好の精神を養ひ、良き職業人への基礎を固めんとするのである。

英語部 土地の情況及卒業兒童の動向に留意し兒童將來を考慮して、實用英語教材の中より比較的困難なるもの及稍々専門的なるものについて指導し、一般兒童よりも稍々職業的なる知識を與へ職業指導の一助となす。英習字指導等に當つては、各種體樣文字及應用文字の作製等をなさしめて、綿密なる注意力根氣力等の美德を涵養し、獨創力考案力勤勞愛好の精神を啓培して將來職業生活に適應する素地を養ふ。

書道部 書道は文字を書くことの技ではなく人格の修練である。和漢大家の書に接して我等のうけるところのものは筆者の品格である。崇高なる氣品を持つ所の書は實に單なる文字ではない。兒童をして之に接せしめるそれだけで精神修養になる。猶これに全心全靈を打ち込みて習はんとすとき即ち彼我の心魂は融合し學者の品格は止揚せられる。書道部のねらふ所のものは即ち技のみではないのである。

繪畫部 兒童は卒業すれば直ちに工場へ行き、終日無味乾燥なる機械的生活をするのである。職業によつて固められようとする打算的な機械的頭腦に、眞の人間味潤ひを與へたい考へから、純粹な美情の涵養に努力する。

珠算部 珠算は單に計算に習熟することが生活上に利便であるばかりでなく計算中は無念無想でなければならぬため自然に落ち着きが出来る。また指先を素早く動かすことにより動作は機敏となる。かくて珠算練習によつて涵養される沈着、機敏、注意力等は將來の生活に極めて重要な基本的素地である。

音樂部（吹奏樂部） 近時生活が經濟中心に傾くにつれて器が無くならず、國民の情操も著しく粗野になる傾向にある。依つて剛健なる氣魄の養成と同時に豐醇なる情操の陶冶は現代の日本國民教育に忽にすべからざるものである。吹奏樂は青少年に最も適したるものなるを思ひ之れが指導資材として取り上げたものである。

音樂部（女子聲樂部） 正課に於ける唱歌科教育方針を發展させて練習の機會を多分に與へ情操陶冶と音樂的技巧の達成を計る。

謄寫版部 謄寫印刷は一つの作業である。而して其の作業過程を尊重し、順序整頓、綿密なる注意力、根氣等の美德を涵養し獨創的考案力、勤勞愛好の精神を啓培して將來の職業生活に適應する素地を與へる。

國文部 國文部は女子を目標とする。従つて國文中の女子に相應しき和歌俳句等を中心教材として専ら國文中の婦徳養成の資となる部面につき指導し、單調輕薄なる趣味傾向を矯めて深き思念と慎重の態度とを養ひ志操を高尙に導く。

漢文部 漢文は精神修養として履修せしめ章句の末よりも精神に重きを置く。教材は忠孝の觀念、處世訓を多く取入れ之により團體觀念の把握、日本精神の探究、向上努力心の養成を圖ると共に、情操陶冶をなす。故に室内の作法も禮敬を基とし嚴肅なる訓練をなす。

薙刀部 薙刀道の教習は薙刀術の修練と心身鍛鍊、徳性涵養の三者を相倚り相助け發達させることに依り武士道的な人格の養成を圖るを目的とする。

割烹部 正課の家事實習より一步深いものを指導する。即ち榮養の合理化、實習による技術の習得と共に節約利用、工夫創作、勤勞等の諸徳を涵養する。尙刻下非常時に適應したる代用食、混食等を研究指導する。

華道部 華道の流派にこだはらず一般的なる基本花形を會得させて、忙がしき生活の中にも常に手近な花卉草木を手折つてはそれを適當に配置して、天地自然の趣きを味ひ得る處の素地を養ふのである。又活け花にて室内を裝飾し禮儀を整へ人の心を和らげ、神佛に供へて祖先を祀る料ともし、忠孝の心を厚くし家庭を圓滿にする等を目指

して華道に對する趣味を啓培する。

手藝部（一般） 一片の布一本の絲を用ひて工夫創作し趣きあるものに仕上げるなど生活を美化し、心に潤ひを持たせ、趣味の向上を圖り女性らしき美德の養成に努める。基本練習は正確に修得させ裝飾と實用化とをはかる。特に資材の厚生に留意せしむる等は時局下緊要の生活訓練でもある。

編物部 編物製品は生活様式の變遷に伴ひ實用と裝飾の兩方面より實生活と引離す事の出来ない重要な位置を占めるに至つた。日常生活に必須なる實用的教材を選択指導し常に新聞、雜誌等の記事を利用し兒童自ら考案工夫する研究的態度の養成に努め、卒業後も時續研究し時流に遅れず自らの實際生活に適應する態度を養成する。

家庭禮法部 郷土的事情と兒童の實生活に留意して家庭的に必要急なるべき諸作法について、實際的指導をなし優雅貞節なる品格と新時代に相應しき明快健全なる姿態慣習を養ふ。

家庭看護部 豫防醫學並に家庭醫學の根本たる衛生教授及び一般看護法等につきて實地的指導をなす。

4. 女子職業に關する教授要項 女子の職業に關しては一般男子と異なる所のものがある。即ち本校にては特に此の要項を定めて女子學級の職業指導教材とする。

一、女性の本質 社會文化の進展に伴ふ職業の分岐は愈々微に入り複雑の度を加へ其の底止する所を知らない。されど女性に取りては總ての仕事を分業に任すとも最後に残るものは育兒である。育兒は單に親の慈愛のみならず其れ自身の尊き「生」がある。實に女性の本質は此の「生」を中心として成立してゐる、即ち女子の最も重大なる天職は新しき生命を供給する主任者たるにあらねばならぬ。世界にありと凡ゆる人的生命は悉く女性の「生」み出したる所のものであり、その生命が「よりよく生きて行く」が爲に人類の社會には有形無形各般の事物を必要とするのである。この必要に應じて活動するものは男性である。即ち男性は外治に携はり國家社會に貢獻すればこそ相當の所得を受けて以て家を潤し妻子を養ふ事が出来るのである。兩性各々其の先天自然の分に應じて分職擔當し長短相補ひ、内外相依りて國家社會の幸福平安なり人類の生々無息の大目的が遂げられるのである。

二、女子と職業

由來我國の女子は家庭の人として父母に仕へ祖先を祀り子女を教養して家事家政の一切を司り、夫に仕へて内助の功を完ふし以て一家の繁榮を圖り國運隆昌の基礎を培ふを以て天職としてゐる。然るに近時女子と雖も生活の爲進んで職業の人となり男子に伍して雄々しく生活戦線上に活躍するに至つた。今後此の傾向の益々盛ならんとしつゝあるは何人も否まざる所である。さて婦人が家庭を外にして専門的職業に従事することの可否は我國のみならず歐米各國にても重大なる問題として社會各方面より論議せられたが、大要次の二項に分つことが出来る。

1. 婦人の活動を主として家庭内に集中する、即ち女子は優良子孫の生産を期すべきものにして、その職分は子女を設けこれを養育し一家を齊へ和樂の中心となるべきもの、元來女子が家庭を外に職業生活をなす事は不自然であると言ふもの。

2. 婦人をして男子に伍して大に家庭外の社會的方面に向かはしむべきである、即ち女性本務の一が妻として母としての職務を果す事にあるは勿論なるも、社會の職業は女子にあらざれば爲し難き部面あるのみならず、男子が總ての職業に對して權利を有すると等しく、女子も又同様なるを以て社會的に活動する事は決して差支なく進んで男性に伍して活動せねばならぬとするもの。

思想上此の二者の何れに賛すべきかは重大な問題であるが、二者に共通なる點即ち「女性の本務母として妻としての職務を盡す。」と言ふ點は看過出来ない。前述の如く男子は専ら生産する事によつて國家社會に寄與し女子は家庭にあつて家政育兒を分擔し本來の女性美を發揮して潤ひある社會を招來すると共に男子の生産に精神的援助を與へ、事によつて國家社會に奉仕するのである。女性の眞の天職がかくの如くなるに關らず、現在家庭を捨て、職業に就く婦人の年々増加しつゝあるは矛盾せる如くなれども、翻つて社會情勢より見れば自然の結果と言へるのである。即ち職業婦人の大部分は生活難の爲に生計費の一部を補助せんとして女性本來の職務を外に職業に就いてゐるのである。されば女子は飽く迄女子たる事を自覺したる上に於て、自己の能力を發揮して男性文化の缺を補ひ以て國家

社會に貢献するものでなければならぬ。

三、女子職業指導の態度 女子の將來を考ふる時必ずや妻たり母たり主婦たるものなるを以て、女子が職業を求むるや徒に男子の模倣に走る事なく女子の本分と自己の境遇とを自覺し女子の天性に相應しき職業を選定し自己の美點長所を發揮して男性文化の缺を補ひ女子特有の貢獻をなしよりよき國家建設に邁進し得る素地を與へんとするが、女子の職業指導の目標である即ち

1. 教育の内容を作業化し郷土化し家庭化し完成教育として、高等小學校の使命を完ふすること。
2. 職業の國家的社會的本務たる所以の理解と勤勞愛好の良風涵養を第一とし、女子本來の使命を忘れず各人の境遇に應じ入りては良き家庭婦人たり出で、は男子に伍して自己の美點長所を發揮し得るよき職業婦人たる基礎を培ふこと。

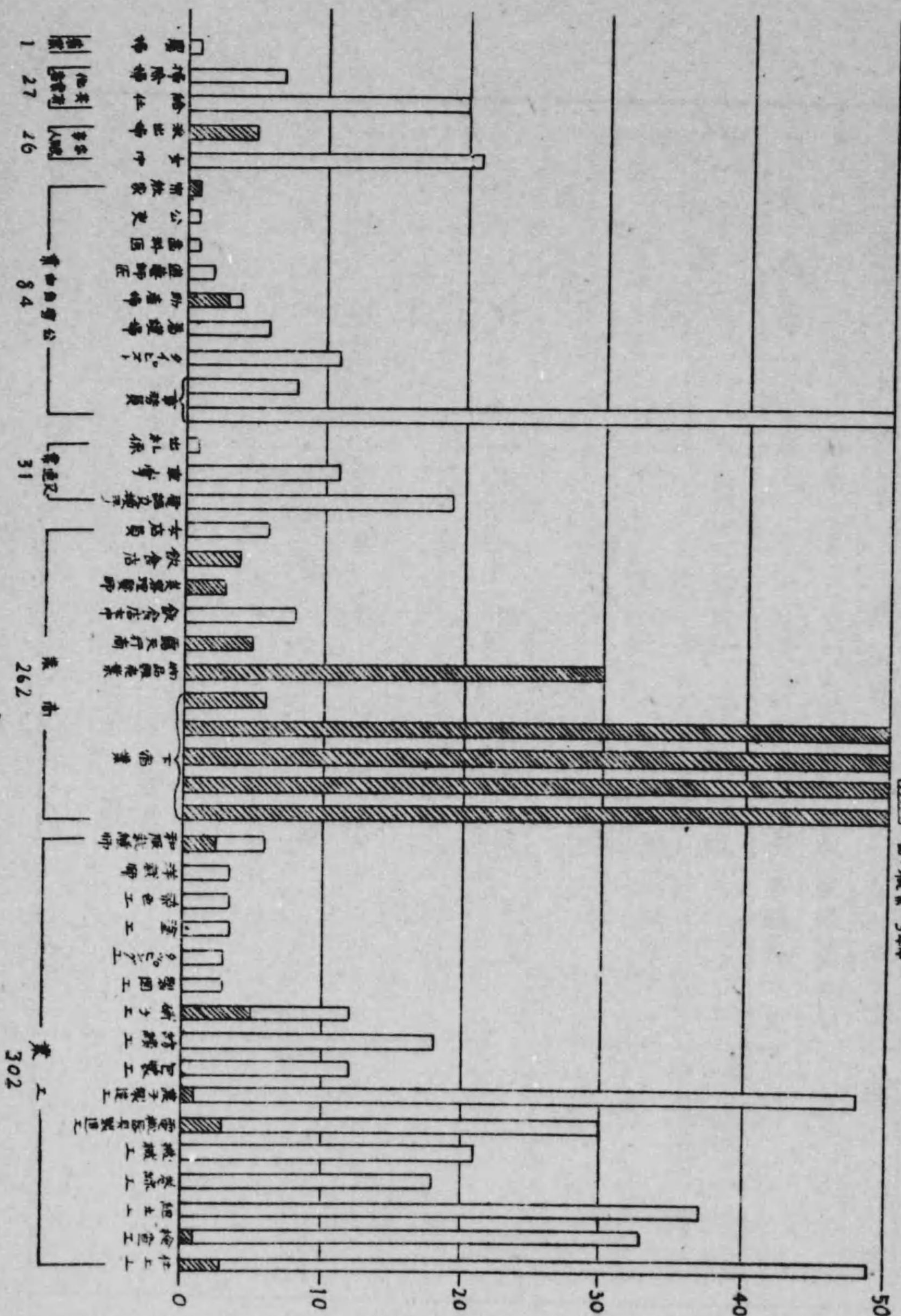
四、郷土に於ける女子職業

我が郷土は大部分が工業地帯でありこゝに居住する女子の工業界に進出する者多きは言ふ迄もない。特に近時軍需工業の發展に伴ふ工場的好景勞務者需要の激増により進出者倍加せる現状である。こゝに兒童母姉の職業を通して郷土に於ける女子職業を考察すれば

1. 女工、有職者中第一位を占め各種の會社工場に於て勞務に携はる。
2. 下宿業、本業としてなすもの少く副業的に營み同居人の多きは十三名に及ぶものもある。
3. 物品販賣業、妻が家庭にあつて小規模に工員を對象として營む程度のものである。
4. 事務員タイピスト、大多數は高等小學校卒業者にして高等女學校卒業程度の者は少數である。
5. 電話交換手、年少者に多い。
6. 給仕、官廳に勤むる者少く會社給仕が多い。
7. 車掌、交通機關發達せる郷土にて斯の如き職業には就き易く思はるゝも比較的少い。
8. 女中、女中として働く者の少いのは現今一般の傾向である。
9. 派出婦看護婦、少いのは豫想外である。
10. 女店員、少數なれど郷土に於ては需要が少い爲區外まで進出してゐる。
11. 其他助産婦、女醫、理髮師、露天商、行商人、飲食店、遊藝師匠、美容師、雜役婦、掃除婦、農婦等がある。

母姉職業調査表

調査人数 1535
母、職業者 453
母、職業者 344



五、郷土に於ける内職 工業都市に加ふるに時局の影響を受けて會社工場に職場を求むるもの多きが故に内職をなす者は極めて少數である。即ち今その概要を見れば

種目	戸數	販路	牧入	將來性	備考
鼻緒新	二五東	・京月八、九圓	一三圓	發展性アリ	
和服裁縫	一八		五圓—二〇圓	永續性アリ	
貝むき	六	佃煮製造御問屋	二〇圓—四〇圓		郷土生麥町ニ古クヨリ アル特有ノ仕事デア ル相當熟練ヲ要スル
帶留	三東	京	三圓—四圓	發展性アリ	
袋張り	三	八百屋等ノ商店	五圓—一〇圓	見込アリ	
下駄磨き	二				
ハンケチ	二	横濱	三圓—四圓		
編物	二				
ミシン裁縫	一				
糸巻業	一	特約店	二十圓以上	永續的ナリ	
のしつくり	一	販路廣シ	五、六圓		
繩なひ	一	左官屋へ賣ル	七圓—一五圓	見込アリ	
麻つなぎ	一		二圓—四圓	減少シツ、アリ	
納豆ツト造り	一		五十本ニツキ 三錢五厘		
絹靴下ほぐし	一		五圓		
合計	六九				

内職例

刺繍、絞り染、靴下、手袋、編物、摘細工、レース、押繪、和服裁縫、スリッパ、羽織の紐、爪皮下駄の鼻緒、紙箱折箱、製本、麻裏草履、荷札、玩具、

六、女子に適應せる職業

職に就かんとする場合如何なる職業があるかを認識し置く必要がある。今女子の適職を擧ぐれば

1. 知能を主とする職業。 小學校教員、女學校教員、家庭教師、醫師、幼稚園保母、婦人記者、藥劑師、事務員、女店員、出札掛、マネキンガール、モデル、婦人外交員、アナウンサー。 2. 技術を主とする職業。 和服裁縫師、洋服裁縫師、結髪美容師、女優、理髮師、タイピスト、寫眞師、助産婦、製圖手、計算手、電話交換手、看護婦、遊藝師匠。 3. 勞務を主とする職業。 女工、派出婦、女中、子守、車掌、乳母、給仕、女人夫、小使、農婦、掃除婦、海女、坑婦、劇場其他の案内人。

5. 職業實習

一、職業實習の目的

學校に於ける職業指導訓練と實社會との連繋に最も大切な事は兒童をして直接に實社會に接觸せしむることである。この方法は種々あるが其の中で最も適切なるものは職業實習である。職業實習とは長期休暇を利用して、適切な保護指導の下に職業生活の實際を兒童に體驗させ、職業に對する理解を深め、職業人としての態度精神の陶冶を行はんとするものである。即ち學校に於ける職業指導に於ては單なる職業知識の附與は比較的容易であるが、最も重要視すべき心身一如的な作爲に依る職業精神の涵養は困難である。故にこの目的を達成せしむる上より兒童をして職業實習に参加せしめ、職業生活を體驗せしむる事がよいのである。しかし小學校時代の職業實習は一生の特定の進路への準備的技術的の職業實習ではなくた、實際的な職業生活を通しての職業精神の涵養並に職業選擇上の參考に資する事を目標とするのである。職業指導の眞の使命を達する爲にも、亦勤勞體驗の良機會としても、職業實習

を行ふことは職業指導上大切な一面である。本校に於ては創立以來毎年其の計畫を立て、その施設の充實を圖つてゐる。

二、職業實習實施の方法

1. 實習前の施設

イ、校内打合せ—主として二年受持を中心として具體的方法及準備に關する打合せをなす。

ロ、保護者へ職業實習趣意書並に申込書の配布。

ハ、職業實習希望兒童の調査—兒童に對して職業實習の趣旨説明。申込書の受付と整理。職業實習希望兒童名簿の作製。

ニ、實習先の開拓—本施設開始以來賛同せる實業家、

役所、職業紹介所との連絡。兒童の自己開拓。實習先の調査。主として兒童の自己開拓せし實習先について調査を

なし不適當と認めたる時は中止せしむ。求人者名簿の作製と整理。

ホ、實習生—第二學年兒童を主とし、學級擔任指導が適當と認めたる者を配當す。希望を募りなるべく多數參加せしめる方針であるが特殊の兒童は參加せしめ

ず。希望者に就いて健康診斷を行ひ不適當と思はれる者は中止せしむ。

ヘ、實習生の配當—配當の方針。選職上の參考に資する爲、職業實習本來の目的を没却せぬ程度に於て出來得る限り希望職業を實習せしむ。保護者への實

習先通知。實習先へ實習生氏名の通知及び依頼狀發送。配當なき求人先へ斷り狀發送、實習生配當一覽表の作製。

2. 實習中の指導

イ、實習生の訓練 實習生の心得に就いて各級にて訓話。實習手帳。班の構成(實習先毎に)。

其の他。

ロ、校長訓話。

ハ、訪問指導 訪問指導の打合せ及訪問先の分擔。訪問。

ニ、實習生の報告要項を印刷せる葉書を前以て兒童に分配し置きそれに依り報告せしむ。

ホ、通信指導。

ヘ、職業研究指導 實習職業につき出來得る限り深く研究せしむ。

3. 實習後の施設

イ、實習終了式 校長訓話。職業實習證の授與。

ロ、實習手帳の整理。

ハ、實習先へ感謝狀及感想問合せ。

ニ、實習先の感想整理。

ホ、實習生座談會。

ヘ、體驗録の作製。

ト、實習中の職業研究の整理。

チ、保護者への實習に對する感想問合せ整理。

三、諸書式。

保護者への職業實習趣意書及申込書

拜啓 日増に暑さの厳しくなります折柄御家庭の皆様には御機嫌よくお暮しの事何より存じます。扱、御子様をお預り致しましてより早一年有餘になります。その間本校におきましては高等小學校の性質より考へまして卒業後直ちに職業に就き得るやう努力致して参りました。その施設の一つとして間近に迫りました四十日に亘る夏季休業を有意義に過させ度い考へから毎年職業實習といふことを實施致して居ります。本年も其の計畫を立て之を實施致さうと準備を整へて居ります。之は御希望のお子様を休暇中職場にお世話して實際汗を流して働くことによつて職業についての理解を得させ、尙職業の視野を擴げると同時にやがて來るべき卒業後如何なる職業に就いたらよいか、或は如何なる職業に就いてもやつて行けるといふ自信力を體得させたい考へからです。昔から「可愛い兒には旅」とやら申して居ります。尙家庭に於かせられても右の趣旨に御賛同下さいまして成る可く御参加下されるやうお願い致します。

昭和 年 月 日
 保護者 殿
 鶴見高等小學校長 矢 部 門 三

職業實習申込書

第 學 年 組

(見 童 氏 名)

右職業實習の趣旨に賛同申込候也

昭和 年 月 日

鶴見區 町 番地 右兒童保護者

氏 名 印

鶴見高等小學校長 矢 部 門 三 殿

實習先開拓に用ふる文書(略)
 實習先への依頼状(略)

申 込 票

第 二 學 年 組

- 一、希望職業 第一希望
- 二、希望職業 第二希望
- 一、實習期間 自 月 日 至 月 日
- 一、通勤住込の別 通勤、住込
- 一、其他

職業實習修了證

第 學 年 組

- 一、實習業務
- 二、實習先
- 一、實習狀況

- (一) 實習期間 自 年 月 日 至 年 月 日
- (二) 實習時間 自 時 分 至 時 分
- (三) 通勤、住込

右者頭書ノ通り職業實習ヲ修了セシコトヲ證ス

昭和 年 月 日

横濱市鶴見高等小學校長矢部門三

職業實習生申込書

氏 名	職業實習生 申込書		電話番號	住所	區	町	番地
	自 月 日	至 月 日					
期 間	自 月 日	至 月 日	員 數	住 込	任 意		
勤務條項	通 勤						
備 信 通	(出來得れば實習職業の内容を)						

一	一	大日本塗料株式会社	塗料工場として工業科教材に連絡
一	二	帝國蠶絲株式會社	女子部參觀、纖維工業の代表
二	一	長谷川製作所	機械工場の代表
二	二	京三製作所	同 多數の職種、男女とも適當
二	1.2	森永製菓株式會社鶴見工場	食料品、特別設備
二	2	日本水産皮革株式會社	代用品製造工場代表
三	1	東京自動車工業株式會社	近代發展の自動車工業(シャシー)代表
三	2	帝國自動車株式會社	同 (特にボデー)
三	2	鶴見製鐵造船株式會社	造船、製鐵の重工業の概要
三	1.	東洋眞空管株式會社	電球特殊電球眞空管
三	2	朝日スレート株式會社	石綿工場の代表

其の他臨時に左記會社を配當する

日本窯業株式會社横濱工場(男子、女子)。 オラガビール又はキリンビール會社(男子、女子)。 法專組鐵工所(男子)。 日本光機工業株式會社(男子)。 横濱航空特器株式會社(男子)。 鶴見瓦斯株式會社(男子、女子)。

見學の指導 1.見學前に於ける指導 イ、見學目的を知らせる。 ロ、參觀の順序を知らせる。 ハ、總て引率者及説明者の指揮命令を嚴守すること。 ニ、作業中の者に對し迷惑をかけないこと。 ホ、機械や製品に手を觸れないことへ、工具の作業状況をよく觀察すること。 ト、規律正しく靜肅に見學し決してさわがぬこと。 チ、班別に參觀するを本體とし班長を一名命ずる。

2.見學後の指導 イ、感想等を文に書いて提出させる。 ロ、將來自分の進む方向はこの方面の會社と照してど

うか。 ハ、見學簿に記入する。 ニ、工業科大意の教科書と比較研究する。

7. 兒童の職業研究

一、目的 兒童自身をして實際職業に關する研究調査をなさしめて職業に關する知識、郷土の生活等を知悉せしめ、將來の適職を發見する能力を養はせる。其の效果の主要なるものを舉げれば 1.職業に關する生きた知識を得、且つ職業に對する關心を深める事が出来る。 2.職業の選定上に効果をもたらず。 3.自分の就職せんとする職業に對し再認識する事が出來就職後役立つ。 4.教師自身も兒童の研究から職業指導上に有益な資料を提供される。 5.兒童をして自發的に學習研究する態度を養ふ事が出来る。

二、實施方法 左の要項により二年の兒童全部に研究調査をなさしむ。

1. 研究題目選擇の範圍 イ、家の職業。 ロ、自分が將來從事しようと思ふ職業。 ハ、趣味のある職業。 ニ、研究の便宜の多い職業。

2. 研究要項 イ、職業名。 ロ、職業の内容。 商一店の位置、店の設備、商品産地、製造工程、仕入れ方、商品の並べ方、店舗の構へ。 エ一どんな仕事かなるべく悉しく。 ハ、勤め方 住込、通勤、年期等。 ニ、収益又は待遇 商一どの位の儲があるか(商品一個につき) 月又は年にどの位の収益があるか。 エ一日給、手當、賞與。 ホ、この仕事の適性、身體方面、精神方面、技能方面。 ヘ、修養、勉學の便の有無。 ト、慰安、娯樂の設備。 チ、この仕事に職業病があるかどうか。 リ、この仕事は將來有望か否か。 ヌ、自己の省察、適否。

3. 研究上の注意 研究の結果は出來るだけ詳しく書き寫生畫や圖解等をなるべく多く使つて説明する。

8. 實習店の經營

一、實習店經營の目的 商業科の實習として、實習店を經營せしめ、職業指導上職業的知能啓培の一助とす。

二、實習店經營の方法 實習店の經營は全兒童をして之に當らしむるが最も適當なるも、便宜上二年商業科の兒童を以て之に當て實習店部を組織する。 實習店部は左記四部門に分ち各係に主任を置き各係員と共に其の業務を分擔

せしむ。

1. 仕入係 三名。主任 一名。倉庫係 一名。商品整理係 一名。
2. 販賣係 六名。主任 一名。賣上記帳係 一名。現金係 一名。販賣係 一名。
3. 會計係 四名。主任 一名。計算係 三名。

4. 帳簿檢閲係 檢閲すべき帳簿。實習日誌(販賣係主任)。金錢出納帳(現金係)。商品賣上帳(賣上記帳係)商品仕入帳(商品整理係)。商品有高帳(倉庫係)。損益計算書(會計係)。財産表(會計係)。

三、實習店舗及什器、商品 1. 實習店舗について。實習店舗特に販賣係の戦場とも稱すべき場所なるを以て必ずしも廣きを要しないが働き易き構造を要す。店の前面に適當の賣上臺と後部に商品陳列棚を設く、店の前部側面に實習用として飾窓を設く。2. 實習用什器 商品戸棚一個、小形手提金庫、算盤、帳簿立用ブックエンド、帳簿、傳票用紙。3. 取扱商品 學用品類、小間物品類、服物類、書籍類。

四、實習店經營の實際 1. 實習店經營の主體 實習店は男子部 女子部二つに別け、各部に仕入係三名、販賣係六名、會計係四名を選定し各部に一名づゝの監督教員を置く。2. 實習店の所在 男子實習店は校舍西側階段上、女子實習店は中央校舍東側階段上とし男子實習店へは男子、女子實習店へは女子の買付けを本體とする。3. 實習店販賣商品 實習店に於て販賣する商品については各部に依り差違あるも イ、學用品類 諸學習帳、鉛筆、消ゴム、畫紙、スクラップペン、ペン軸、インキ吸取紙、畫用紙、半紙及洋紙類等。ロ、小間物類 校章バッヂ、徽章、ボタン類、女子用ピン、ヘア止、櫛類、手拭、ハンカチーフ、リボン等。ハ、書籍類 和漢辭書、英語辭書類、英習字帳、珠算練習帳及傳票。ニ、服物類 草履、上靴、鼻緒等。ホ、その他兒童製作品等。

4. 開店の時間及手續 各實習店の開店は毎日午休時間とし販賣係は仕入部倉庫係より庫出したる商品を販賣し閉店後は賣上金及賣残り商品と突き合せ符合する時は賣れ残り品を倉庫係へ現金は各擔當教員に之を差し出すものとす。各擔當教員は之を保管し時々會計係を督して會計檢査を行ひ毎月末には決算をなし、損益計算書及財産表の作

製をなし學校長に提出するものとす。

9. 職業指導室の施設

一、目的 職業指導上総合的に各般の材料の集めて一には兒童の研究室たらしめ一には父兄及求人者との對談室に活用する。

二、施設の概要 1. 懇談用の大テーブル、椅子の設備。2. 求人側との懇談のための設備。兒童の就職希望調査。テスト器械設備。職業實習の記録。往復書類保存(求人——學校)(學校——父兄)。兒童の製作品、成績品等の代表的なもの陳列。標語、ポスター。教育精神の表示。3. 求職側との懇談のための設備。職業指導用掛圖。職業分類表。適職適能の圖表。職業病の圖表。鶴見區内及附近工場、商店一覽表。各工場の製作品を表はすもの及其の製法についての標本、模型寫眞、圖表等、作業工程を表はしたるもの、その他パンフレット。學校系統圖及學校の内容、規則書等を集めておく。標語ポスター。兒童の職業研究。工場商店の業態調査。4. 各教室に於ける職業指導上必要なる資料として、本指導室に設け置くもの(前施設の外に)。職業指導教科の教鞭物。兒童の課外讀物の設備。一般修養に關するもの。立志傳に關するもの。偉人の傳記、發明發見物語。職業知識を與へるもの。商店の經營、店員の心得、副業の話、通信事務の概要、センパン工、仕上工、鑄物、機械工業、産婆になるには、看護婦になるには等。滿洲支那海外事情を知らせるもの。郷土製產品の製造工程等を表はしたる繪畫、圖表等。

10 職業指導的揭示教育

一、目的 職業指導的揭示教育とは、職業指導に資すべき材料として實物標本ニュース等の揭示をなし、不知不識の間に兒童をして該方面の興味注意を喚起し、産業界の情勢に通ぜしめ、職業精神の陶冶をなすのである。而して此の場合兒童をして單に受動的立場のみに終らしめず積極的に經營に参加せしめ印象を深からしめる。

二、材料 1. 直接的關係を有するもの 就職方面——就職期に際し、各會社工場の募集要項、職業紹介所よりの傳

達注意、巡廻相談、履歴書に關する注意、詮衡試験についての注意等を其の都度揭示して注意を喚起する。特に鐵道其他官業方面、特殊方面には見落しの多いものであるから、連絡統一ある報知を必要とする。ロ、實習方面。ハ、輔導方面。ニ、法令。

2. 間接的關係を有するもの。イ、時局關係。ロ、職業的精神の涵養に資すべきもの。ハ、知能啓培に關するもの。ニ、情操陶冶に關するもの。

11 職業講話

目的——適當なる會社工場に依頼して係員の出張を求め親しく職業に携はる人の講話を乞ひ職業指導の一助とする
講話要項——1. 職業の技術的、社會的、心理的、醫學的方面の考察。2. 會社側の要求。3. 各會社の特徴。

4. 將來の職業の見通し。5. 各會社工場の將來性に就て。6. 職業報國觀念の啓培。

三、選職指導の實際

選職指導は職業指導の極致であつて、體位の向上も、職業精神の陶冶も、職業知識の啓發も、皆之れ選職の合理化へ統合せらるべきものである。而して選職指導の實際に於ては、第一に兒童個性の觀察調査である。本校に於ては所定の訓練簿の活用に心掛けて居るので、訓練簿活用法を研究し之が使用に便して居る。第二は環境並に兒童家庭の職業の調査も必要である。第三に重要な問題は、父兄を職業指導的に啓發する事である。凡そ學校に於て指導科を課して、職業一般の正確なる知識を啓發すれば、兒童に關する限り正鵠を得たる選職態度を養成し得るのであるが、家庭に於て之に對する理解を缺かんか、學校に於ける努力は父兄の無理解により簡單に一蹴し去られるのである。此の故に職業指導に有終の美を成さんとすれば、父兄の協力を俟たねばならぬ。其の見地より本校は、父兄啓發施設に種々努力する所があるのである。

I. 兒童調査

兒童の職業を選びて適正ならしむるには先づ兒童それ自體を知らねばならぬ。然らばその調査事項如何、往々に

して調査項目微に入り細に亘ると雖もその運用上複雑繁鎖にして實用的價值少きものあり、本校に於ては本市制定の調査訓練簿の活用をはかりて以つてその用に充てる。即ち訓練簿の記載例を定めてその調査の精神を明にしその運用に便せしめてゐる。 考查訓練簿記載指針(略)

2. 希望職業の調査

選職指導の大切な實際的處置として兒童の希望職業調査をすることは極めて必要なる事なるが故に本校に於ては毎年二回(五月十一月)兒童の希望職業に就いて、本人並に父兄側の意向を調査してゐる。其の内容は次の様式に示す通りである。即ち調査の結果、著しき不適職を希望する者、希望理由の薄弱なる者、其不健全な者、本人と父兄との希望に大なる相違ある者等は受持指導より父兄に注意し、本人に適當な指導を與へる事にして居る。併し此の希望職業調査は前述希望職業の狀態の項に於ても述べた如く完全にして合理的なものとは云ひ得ない。これに健實性を持たせるは、職業指導の使命でなければならぬ。即ち本調査は先づ第一に兒童をして、其の調査用紙に向つて記入せしめる事自體が、職業指導の一行事である。兒童はこれによつて職業の種類を明かに知悉する事であらうし、勤務先を具體的に調べて、家族の職業を明確にし、自己の希望する職業と比較研究して、父兄の意見を徴する事にもなる。然して希望事由を身體、性質、學業並に職業の性質の四方面より眺めて、嚴密に判斷を下して行かせるのである。身體は自己の身體を内省して、大小、強弱障礙の有無を確めさせ、性質に於ては、知能的か、勞働的か反省させ學業に於ては、文、理、技能型に自己を見つめさせるのである。かく自己を身體的、性質的、學業的に眺めた後に於て更に職業の性質を研究させ、兩者の一致を策せしめる事によつて選職を合理的になさしめる一つの指導的訓練とするのである。

本校に於ける進學希望児童は、各級其数は極めて少数であるが、學級数の多き關係上其總數に於ては相當數に上るのである。然も之等の児童の多くは、中等學校に進み度いと云ふ漢たる希望を持つ者が多く、眞に其將來と適性とを考へる者は少い。依つて本校に於ては、これ等の児童にも求職児童と同様な一般的調査を行ひ、盲目的なる進學の弊をため學校を選ばせる様指導する。

一、男女中等學校案内 男女中等學校案内を作製して父兄の參考に資す (略)

二、委員會 本校の入學試験委員會は之を分つて基礎委員會と學級委員會との二種とする。

基礎委員會は、本校に於ける上級學校入學試験に關する最高委員會であつて、本校の之に關する一切を評議決定するの機關である。學級委員會は、各學級を單位とする委員會であつて其數は本校の學級數と一致する。

基礎委員會は、校長、首席訓導外三名の訓導を以て組織し、學級委員會は基礎委員に其學級の擔任教員を以て組織する。委員は左の要領を以て事務の處理をする。

1. 基礎委員會 イ、上級學校進學希望有無の調査。 ロ、進學児童成績の調査。 委員會は隨時問題を作製して左記の科目につき考查をなし成績決定の資料とする。

讀方、算術、地理、理科、國史。

ハ、性行並に素行の調査。 委員は機會を求めて進學希望児童に接し、擔任訓導と共に該兒の性行並に素行深究につとめる。

ニ、内申書の作製記載形式の決定、内申書草案の檢閲 訓練簿記載事項との照合、要求事項と回答事項との内容檢討、誤字脱字の發見、該兒に對する各級の審議決定

2. 學級委員會 イ、學級委員會は基礎委員會にて定められたる事項を基本として、児童の調査並に内申書の第一次的調査及作製をなし、基礎委員會のなすべき仕事の全部を第一次的になすものとする。 ロ基礎委員會の檢討を経たる原本により作製したる清記内申書の讀合せ。(二通)

ハ、提出の準備 讀合せにより脱漏、誤記なしと判定せるものを一括、學校長に提出、校長職氏名記入、捺印(職印)氏名下一欄印(必要あるもの)、一通縣學務部長、一通當該學校長(上級)、一通當校控。ニ、提出 親展書として志願學校長宛送付のこと。

4. 職業相談

イ、學校相談 兒童の職業に關する相談に關しては、二年と云ふ極めて短期間の在學年限である本校に於ては指導の必要上可成早きことを要求して居る。乍然兒童の性行特徴等を當該擔任訓導が稍適確に握り得た時期でなければならぬので、

第一回 第一學年第一學期の終とし

第二回 第二學年第一學期の終

第三回 同 十月前後(紹介所面接の直前)の三回を大體の標準としてゐる。

ロ、家庭訪問 兒童を圍繞する何れもが、總力を擧げて指導の位置に立たねばならぬ。特に家庭と學校との連絡は最も重要なことである。その方法としては印刷物の配布、父兄會等があるが家庭訪問は前二者の缺を補ふ好個の手段である。殊に卒業期の選職となると、事糊口に關するだけに關係者間に意見の相違を生じ、いざ決定の段に到つて、次の如き事情より大なる蹉跌を生ずる事が少くない。

1. 父兄に定見なく世人の風評により左右されること。 2. 賃金の高下等より判斷し兒童の素質性情趣味體格等を考慮せず、全く近視眼的の考より來るもの。 3. 父兄の交際上の義理、或は感情又は都合上の犠牲となるもの。即ちこれ等の事情より來る將來の悲劇より兒童を救はんが爲に懇談の機會として家庭訪問をする。その要領は概ね次の如くである。

時期——1. 年度初(四、五月)にあつては兒童の將來の方針の大體を聞き置くこと、迷へる父兄には兒童總ての方面より眺めてよき相談相手となる。 2. 卒業期にありては、相談の必要の生ずる家より順次訪問をして打合せをする。

方法——各児童は學校を中心とし稍詳細に番地順路を明かにしたる地圖を作成す教師はこれによりて訪問す地圖は校外監督の良き資材料となり卒業後に於ける連絡網となす。
訪問簿——訪問後は直ちに必要事項を摘録し、後日の参考とする

様式

校長印	訪問日	児童氏名	保護者住所	摘要	受持印
	月 日		町 番地	(注意事項、聴取事項、環境観察)	

ハ、紹介所員の學校出張 學校に於ける諸調査は斯の如くであるが、職業紹介所員は、卒業期の児童の職業相談の爲學校に出張する。それはおほむね十月以後に於て行はれるのである。此の場合受持教師は此所に臨席して、諸種の参考意見を所員に提供して萬全を期する事になつて居る。

四、就職指導の實際

1. 就職希望調査。

本調査は兒童の就職希望先につき調査する。第二學年に於て二回行ふを原則とする。第一回は第一學期の始め頃、第二回は第二學期中頃とす。

〔例〕第一表

就職希望調査票

二男 擔任 氏 名

號番	氏名	第一次	第二次	備考	號番	氏名	第一次	第二次	備考
1	小山 誠	鶴見製鐵	同上		33	武内 俊一	鐵道事務員	同上	
2	小林 晴男	千葉縣廳	興信銀行	父兄ノ意見ニヨル	34	中村 忠義	進學	京三	家事上進學取消
3	佐藤 輝男	横山工業	同上		35	長谷川 勝	日業機械工業	同上	
4	齋藤 正一	東京自動車	同上		36	平山 達夫	大森瓦斯機	同上	

〔例〕第二表

就職希望の調査

區別	方面別	就職希望先	性別	計	區別	方面別	就業希望先	性別	計
鶴見區	1	造鶴見製鐵船	男	1	川崎	62	明治製菓	女	1
同	2	東京自動車	女	2	同	64	富士電機	女	2
同	3	森永製菓	女	3	同	65	日本鑄造	女	3
計				6	計				6

2. 紹介所との連絡

就職問題は専ら紹介所の所管に屬するも、學校に於ても之に助力する所がなければならぬ。其の方途は即ち紹介所との連絡を緊密にするにあり。今その連絡事項を月別に擧ぐ。

最も行ひ易き方法に於てその實効を挙げねばならぬのである。即ち雇傭者との連絡により、職場の巡視により、或は同窓會雜誌の刊行に或は文書の交換により、或は級會同窓會を開きて激勵し、慰安し、或は校内に職業相談を開設して、彼等の煩悶に應へてこれを善導する等、諸策これあるべしと雖も、何れも其一を以て足るものでなく必ず各種の方途を合せ行ふ事によつてその満全を期し得るのである。今其各項につきて施設の大要を擧ぐれば左の如くである。

1. 就職通知と卒業生名簿

卒業の際「ハガキ」を渡し、それによつて名簿の整理をする。

就職報告 (五月三十一日マデニ報告ノコト)

元男女	組	級	氏名
一、現住所			
一、勤務先			
一、職業名			
一、就職年月日	住込		
一、入學セシ學校(青年學校ヲ含ム)	自家營業手傳		
一、就職當時ノ感想	昭和 年 月 日		
	一、女子ヲ自宅ニ居ルモノハ、主トシテ何ヲシテキルカラ		左ニ記入シナサイ
	家事見習、裁縫見習、仕立屋、其他		

第 昭和 年 卒業生名簿 (男子)
 三月 卒業 組 (工業) 名 担任 ○○○○

氏名	現住所	勤務先	職業名	通住	勤込	就年月日	尋身	備考

2. 級會 卒業兒童にはその在學中に級會を組織せしめ、學校長元學級擔任を顧問に推し、年一回乃至二回自治的に母校に會合させる。其席上學校長擔任を中心として。

近況體験の發表、身上異動、貯金 修養の調査。缺席者の動靜の調査。難問題の相談 職業的態度を養成すべき指導講話等をなす。級會は最も親しく赤裸々に談じ合へるグループであるから、心ゆくばかり各自其後の情況を語り合ひ、今後の善處策を考へさせ又學友相互の協力親睦を圖ることが出来る。

級會規約の例

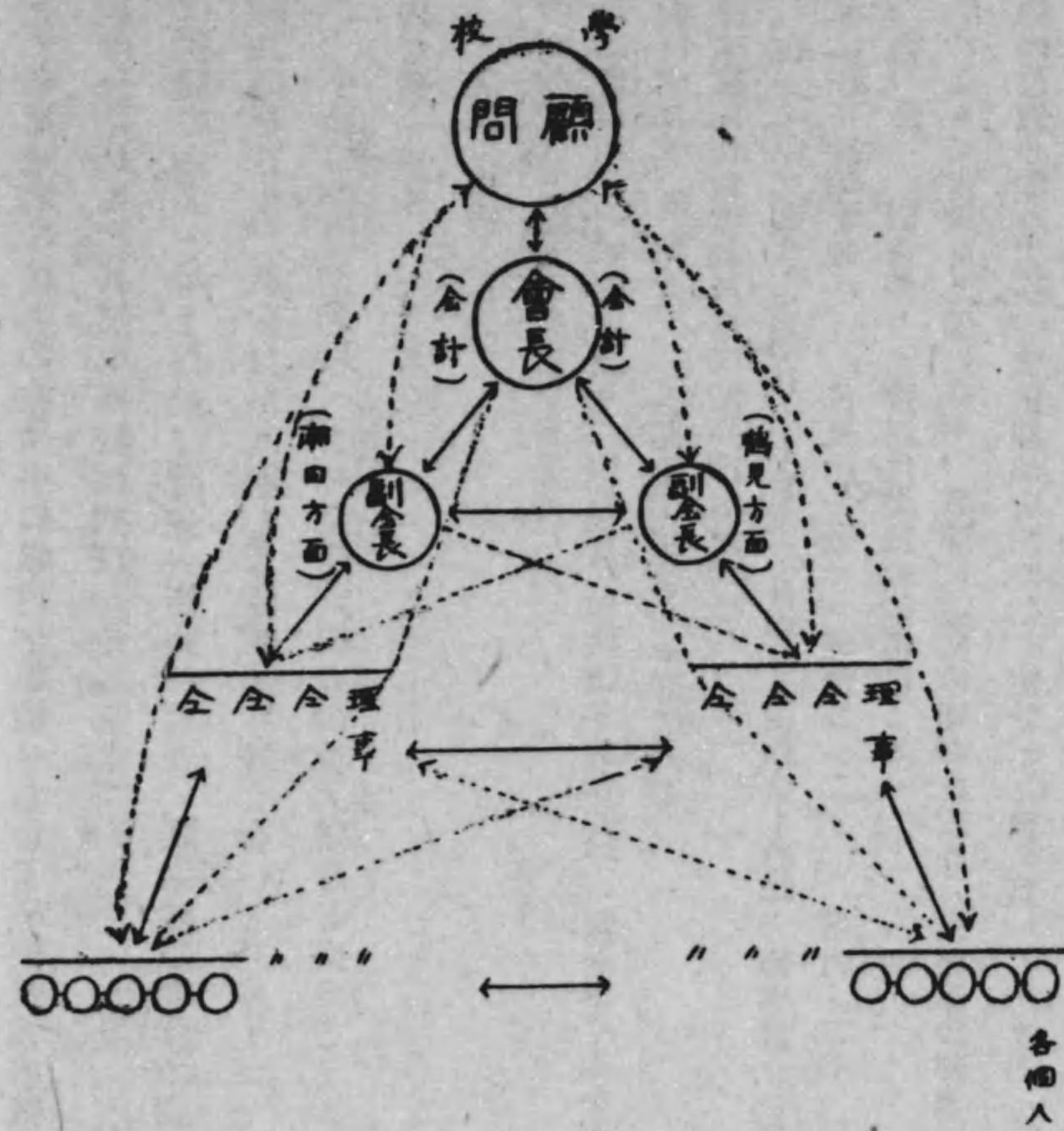
鶴榮會規約 (拔萃)

- 一、本會は鶴榮會と稱し事務所を會長宅に置く
- 一、本會は會員相互の親善を圖り、相依り、相扶けて共存共榮の實を擧ぐるを以て目的とす
- 一、本會は昭和 年度 組卒業生全部を以て組織す
- 一、本會は其目的を達する爲に左の行事を行ふ
 - 總會 年二回(一月三日 七月第三日曜) 役員會―隨時 修養會―行樂 慶事に關する事項、弔事に關する事項、其他
 - 一、本會に左の役員を置く 會長 一名 副會長 二名 會計 二名 理事 九名
 - 會長 副會長 會計は全員の選舉による
- 一、住所によりて會員を九部に分ち、各部に一名の理事を置く 理事は部員の互選によりて定む
- 一、本會は會費の徵收方法、費途其他を左の如く定む 會費 一ヶ月 一人 金貳拾錢
- 右會費は 各部理事之を徵收し、毎月十日迄に會計に納付するものとす
- 右會費は總會費、慶弔費、其他一切に充つ
- 本會計全金は之を鶴見郵便局に預け置くものとす
- 會計は毎年二回總會席上に於て會費の收支決算報告をなす
- 慶弔規定……………略

- 一、本會員は 會員名簿を備へ、會員の異動ある毎に加除す
- 本會々員名簿の形式左の如し

號	會員氏名	現住所	保護者名	勤務先(番地入)	職種	電動 電話先	備考

本會員は住所、勤先、其他變更ありたる時は、速に口頭或は書面を以て各所屬理事に届出づるものとす
 本會員名簿は總會の際持寄り、訂正加除す
 一、組織と連絡系統



何れの個人に通ずるも全員に連絡す。

3. 同窓會—會誌

同窓會の目的は前記級會の目的と全く變りはない。只規模の大小の相違あるのみである。即ち本校に於ける同窓會も其主たる目的は、會員相互の親睦を圖ると共に彼等の動靜を知り、迷へるものは之を正しきに導き、然らざるものは益々職業人として生々發展する様にどの輔導を根幹として各種の行事が企圖せられるのである。其形式より見る時は、一般の同窓會と選ぶ所なきも、其の内容より見る時は、純然たる輔導會とするのである。

同窓會の一事業として、會誌「鶴高」の發行(年一回)をなす事になつて居るのであるが、同誌も亦會員相互の親睦、且つ學校と彼等との連絡機關で、輔導の爲にも亦缺くべからざるものである。

4. 校内職業相談

- 校内相談所は概ね左の如き輔導をするのである。
- イ、就職後—或は入學後に於て、何事にも疑問不審等の解決。
 - ロ、職業紹介所と連絡し、就職後の状況報告によつて、必要適切なる助言をすること。
 - ハ、青年學校及び各種社會施設と連絡を保ち修養の効果を擧げる事に助言すること。
 - ニ、雇傭者側との意志疏通を圖り、職業人としての活動を圓滿にする様努力すること。
 - ホ、就職後に於ける一ヶ月、三ヶ月、一年、三年等を大體の標準として、各自の感想、經過を研究して輔導の効果を擧げること。

へ、適當なる時期を選定し、出來得る限り個人的に左の如き手段に出づること。

通信相談。 訪問相談。 召集相談。 同窓會等にての相談。

5. 學校卒業生間の連絡施設

本校の通學區域は極めて廣く、卒業後は各人各様の職業に従事し、其勤務先の範圍も極めて廣汎であるから、卒業生相互間及び學校卒業生間の連絡は非常に困難である。即ち卒業後の聯絡を圓滑にする爲の一方法として在學中より學級兒童の家庭相互の聯絡網を作成する。即ち第一學年に入學の當初より、級會を組織し、校内に於ける自治訓練をなすと同時に、家庭に於ける生活をも指導する。卒業後は益々之を發展せしめ聯絡網の完璧を期して居る。

6. 職場巡視による輔導

卒業生指導懇談の機会として最も積極的な方法は往訪による輔導である。即ち其職場を尋ねて何かと話し合ひ、注意を與へ慰安し勵ますのであるが、この方法は雇傭主との関係も益々円滑になるし、只訪ねると云ふ事それだけでも相當の効果が有る。

7. 雇傭者との連絡

職業指導係—擔任教師、就職先を訪問し雇傭者に面會して、勤務状況(業務の適否健康状態)雇傭主の態度、環境を調査し、本人と意見交換をなし、慰安督勵鞭撻をする。

8. 紹介所との連絡

卒業後の動向をなるべく詳細に調査し、紹介所に於て行ふ輔導に協力すること、尙卒業後一ケ年間の轉職、失職に關しては必ず學校に報告せしめる。

通知

昭和 年 月 卒業

元二女 組氏 名

私事

左記の通り勤務致し居り候間

左記へ轉職致し候 係

都合に依り 月 日 左記會社を退職致す事と相成候條

此段御通知申上候

左記

昭和 年 月 日

右氏名

横濱市鶴見高等小學校長 矢部門三殿

印

輔導に關しては出來得る限り紹介所の協力を求める。即ち學校主催の輔導の機会(同窓會同級會其他)には紹介所の來會を求め輔導の實を擧ぐるに努める。

第七章 機關

一、職業指導研究部

主任 一名

部員 五名

所管事項 1. 職業指導に關する一切の立案研究。 2. 職業的陶冶に關する諸施設並に行事に關すること。 3. 教授細目に關する事。 4. 各教材の綜合統一。 5. 諸文献の蒐集。

二、職業指導係

主任 一名

係 二年受持全部

所管事項 就職希望調査に關すること。 身體検査に關すること、衛生係と連絡。 個性調査に關すること。 環境調査に關すること。 家庭職業調査に關すること。 成績調査に關すること。 職業相談に關すること。 就職轉旋に關すること。 保護者との連絡に關すること。 往復文書並に卒業兒童よりの文書保管に關すること。 就職後の諸一覽表並に統計類に關すること。 輔導に關すること。

三、見學係

係 二名

所管事項 各會社の業態調査に關する件。 會社の分布圖作製。 會社見學に關すること。 見學豫定表の作製。 参考品の蒐集に關すること。

四、職業指導行事表

月種	諸調査並報告	會合	其他
四	希望職業調査 兒童就職狀況調 就職先兒童名簿作製	就職兒童輔導委員會 進學兒童父兄會 同窓會	未就職兒童就職轉旋 工場見學 職業指導パンフレット配布

月	五	六	七
<p>未就職兒童調查 中等學校入學者調 同 志願者調(新年度) 身體檢查</p>	<p>小學校卒業者ノ動向調査ニ關スル件(五日報告) 智能検査</p>	<p>職業實習先開拓 同 報告 性能検査</p>	<p>智能性能検査等完了 夏季職業實習希望兒童調査 同 身體検査</p>
<p>家庭訪問(一學期中) 通信(隨時)</p>	<p>畢業生名簿調製 就職者輔導開始 工場見學</p>	<p>學藝會 父(兄)母姉會(就職相談週間) 職業講話(會社側招聘) 職業指導主任懇談會 同 事務打合會 職業紹介連絡委員打合會 職業道德講話(校長)</p>	<p>職業講話 作業工程展覽會 課外講演會(會社ニ依頼) 職業道德講話(校長)</p>
<p>集團勸勞作業 實習先訪問 實習兒ニ對スル激勵文ノ發送</p>	<p>職業實習者斡旋 實習先訪問 工場見學</p>	<p>職業實習先各學級割當打合會 同 實習ニ對スル打合會</p>	<p>學藝會 父(兄)母姉會 職業實習者反省座談會 求人者懇談會(校長出席) 職業指導主任打合會 職業相談ニ關スル學校側打合會 職業道德講話(校長)</p>

月	八	九	十	十一
<p>就職狀況調査報告</p>	<p>希望職業調査 體力調査完了 兒童求職製作製 職業實習先體狀發送 新卒兒童豫定數及就職希望兒童豫定數調査 職業相談日取報告</p>	<p>就職希望調査 諸調査完了</p>	<p>職業相談 進學兒童父(兄)母姉會 管内小學校長打合會 就職兒童ニ對スル諸注意 映畫會 職業道德講話(校長)</p>	<p>求人者懇談會 職業道德講話(校長) 就職希望兒童面接相談</p>
<p>集團勸勞作業 實習先訪問 實習兒ニ對スル激勵文ノ發送</p>	<p>工場見學 職業指導パンフレット配布 學校園手入</p>	<p>學藝會 父(兄)母姉會 職業實習者反省座談會 求人者懇談會(校長出席) 職業指導主任打合會 職業相談ニ關スル學校側打合會 職業道德講話(校長)</p>	<p>職業相談 進學兒童父(兄)母姉會 管内小學校長打合會 就職兒童ニ對スル諸注意 映畫會 職業道德講話(校長)</p>	<p>各會社採用標準確定 求人狀況一覽表來ル 工場見學</p>

月 三	月 二	月 一	月 二十
未就職兒童調査	未就職兒童調査	未就職兒童調査	冬季職業實習希望者調
就職決定者父兄會 就職斡旋反省會 學藝會	未相談兒童面接 職業道德講話(校長)	未相談兒童面接 父兄母姉會 職業道德講話	職業指導講演會 職業道德講話 就職兒童面接相談
求人通報 未就職兒童ノ紹介 工場見學	求人通報 連絡學校ニ對シ諸注意事項(新 入生)發送 新卒兒童詮衡 工場見學	求人通報 新卒兒童詮衡開始 工場見學 職業指導パンフレット配布	就職業出來 求人通報

〔附〕 職業指導關係訓令及通牒

種別	號	件名	發令年月日	發令官廳	受令官廳
通牒	社發第一二部 第二七五號	少年職業紹介ニ關スル件	大正十四年 七月八日	社會局第二部 長文部省普通 學務局長	各地方長官 中央職業紹介 事務局局長
文部省訓令	第二十號	兒童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ關スル件	昭和十二年 一月廿五日	文部大臣	北海道廳
通牒	社發第一〇三號	兒童生徒個性尊重及職業指導ニ關スル件	同	文部次官	各地方長官
同	社發第二六九號	少年ノ職業紹介並ニ職業指導ニ關スル件	昭和十二年 七月八日	社會部局長	各地方長官
同	社發第一〇號	小學校卒業兒童ニ對スル就職指導ニ關スル件	昭和十二年 十月廿六日	社會局臨時 長文部省普通 學務局長	中央職業紹介 事務局局長
同	第一號	小學校卒業者ノ職業指導ニ關スル件	昭和十二年 三月十五日	社會局臨時 長文部省普通 學務局長	各地方長官
厚生省文部 省訓令	第一號	小學校卒業者ノ職業指導ニ關スル件	昭和十三年 十月廿六日	厚生大臣	北海道廳
通牒	職發第三四三號	小學校卒業者ノ職業指導並ニ職業紹介ニ關ス ル件	同	厚生省職業部 長文部省普通 學務局長	各地方長官
同	職發第六八二號	小學校卒業者ノ職業紹介ニ關スル件	昭和十四年 九月三十日	厚生省職業 部局長	同
同	職發第七二九號	小學校卒業者ノ職業指導ニ關スル件	昭和十四年 十月十九日	厚生省職業部 長文部省普通 學務局長	同
同	職發第七三三號	小學校卒業者ノ職業相談ノ實施要領ニ關スル 件	昭和十四年 十月廿一日	厚生省職業 部局長	同

406
95

昭和十五年十一月十日 印刷
昭和十五年十一月十五日 發行

(非賣品)

横濱市鶴見區鶴見町一、二、三、七番地
横濱市鶴見高等小學校長

編輯者兼 矢部 門三

發行所 横濱市鶴見高等小學校

横濱市鶴見區鶴見町二、四、五番地

印刷人 片野 榮次郎

横濱市鶴見區鶴見町二、四、五番地

印刷所 片野 印刷所

